
がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

第1回 入札説明書等に関する質問回答書

平成18年6月30日

東京都病院経営本部

本質問回答のうち、平成18年6月21日に公表した質問回答の内容について、若干の修正を行っております。ご注意ください。

本質問回答書は、平成 18 年 6 月 15 日（木）及び 16 日（金）に受け付けた、第 1 回入札説明書等に関する質問に対する回答を、入札説明書、別添資料 1 業務要求水準書、別添資料 2 審査基準、別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集、別添資料 4 基本協定書（案）、別添資料 5 事業契約書（案）、別添資料 6 参考資料集の項目順に整理し、記載したものです。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 18 年 6 月 15 日（木）午前 9 時から 6 月 16 日（金）午後 3 時まで

質問受付数：	入札説明書に関する質問	31件
	別添資料 1 業務要求水準書に関する質問	196件
	別添資料 2 審査基準に関する質問	1件
	別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集	19件
	別添資料 4 基本協定書（案）に関する質問	4件
	別添資料 5 事業契約書（案）に関する質問	101件
	別添資料 6 参考資料集に関する質問	4件
	総質問受付数	356件

第1回 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
1	緩和ケア	3	第2	4	(3)	ア		本事業における緩和ケア病棟は、単なる末期患者用病床を想定しているのでしょうか、それとも人生の終末期として「あるべき緩和ケア」をめざすのでしょうか。	疼痛管理から終末期医療に至るまでの緩和ケアの提供を目指しています。
2	病床構成	3	第2	4	(3)	ア		全病床中「統合診療基盤」区分として171床設定されていますが、入室を想定する患者は、主に「がん・感染症以外」であるのか、ご教示ください。	特に「がん・感染症以外」に限定はしておりません。
3	総合診療機能	5	第2	7				「総合診療機能」は現行のものを踏襲するのでしょうか、それとも他センター等との機能連携を図るのでしょうか。	現在、既に他センター等との連携を図っております。
4	S P C が自己調達する施設整備費用	6	第2	8	(2)			施設整備費用の一部について、S P C が自己調達する必要があるとされていますが、その大凡の金額の目安がお示し頂けるのはいつごろになりますでしょうか。勝手を言いまして恐縮ですが、S P C の資本規模や出資者のリスクマネーの算出が遅れる一方で、応募者等を構成する法人の追加・変更が認めて頂けない場合、入札参加資格確認申請手続きに大きな支障が出る恐れがございます。	工務業務において発生する費用のうち、仮設棟建設に係る部分に相当する額の資金をS P C に調達していただくことを想定しています。詳細は、今後、お示しします。
5	応募者等を構成する法人	11	第3	3	(4)			「資格確認申請時必要書類を提出してから事業契約の締結に至るまでの間、応募者等を構成する法人の変更を認めない」とありますが、「追加」はお認め頂けるのでしょうか？	追加も変更に含まれ、特段の事情があるところが認めた場合を除き、認められません。
6	S P C に出資しない協力企業に関する規定	11	第3	3	(5)	ア		代表企業及び協力企業のうちS P C に出資する者は、他の応募者を構成することができないとありますが、代表企業及び協力企業のうちS P C に出資しない者は他の応募者を構成することができるという理解してよろしいでしょうか。	代表企業については、他の応募者を構成することはできませんが、協力企業のうちS P C に出資しない者については、ご理解のとおりです。
7	入札説明書における質問の受付及び回答	15	第3	5	(2)	イ	(ウ)	第2回以降の質問回答は参加者を対象として、応募者の代表企業あてに電子メールで送付されるとありますが、質問者の匿名はされるものの、質問内容は全ての応募者グループに公開されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	一般競争参加資格確認のヒアリング	16	第3	5	(2)	ウ	(イ)	マネジメント能力保有の確認のために行われるヒアリングは、P M r候補、あるいは確定していない場合は提案書作成時点での責任者の出席が求められておりますが、出席者はその1名に限定したものでしょうか？あるいは複数名の出席を求められる場合は、その対象者をご教示下さい。	本記載は、P M r候補者あるいは提案書の作成時点での責任者には必ずご出席いただきたい旨、記したものです。したがって、他の方のご出席も可能です。なお、詳細は、資格確認申請時必要書類の受領後、応募者の代表企業に対し、通知します。
9	C M r、O M r、S M rのヒアリングへの参加	16	第3	5	(2)	ウ	(イ)	ヒアリングには、当該応募者が落札者となった場合に、入札説明書添付資料1「業務要求水準書」第2 1(三)記載のP M rとして、当面の間、業務統括チームを率いるP M r候補者が確定していればその者の、確定していない場合は提案書作成段階における責任者の出席を求めるとありますが、O M r、C M r、S M rの候補者が確定している場合は、その者を出席させると解釈してよろしいのでしょうか。	(質問No.8参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
10	改善提案について	17	第3	5	(2)	工	(イ)	<p>「改善提案の範囲は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」の記載事項を対象」とありますが、業務要求水準書 細則-設計(9)に記載されている「仮設棟を除き、新たな建築物の設置は行わない」に対して、本館・3号館の一部又は全部を建て替えるような改善提案は可能でしょうか？</p>	<p>平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(1)(七)ウ(ウ)にある「仮設棟を除き、新たな建築物の設置は行わない。」の記載は、本館・3号館の一部又は全部の建替えによる新築は認められない旨を示したものです。増築の提案を禁ずるものではありませんが、ご提案いただく内容が提案審査時において都の提示条件を逸脱する結果となる事態を回避するため、改善提案の受付の機会に、提案の概要をご提示いただくようお願いいたします。その際に、採否の判断を行います。</p>
11	改善提案について	17	第3	5	(2)	工	(イ)	<p>「改善提案の範囲は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」の記載事項を対象」とありますが、業務要求水準書 細則-設計(9)において「本館・3号館については、法令等により面積増加とみなされる面積は、1500㎡を上限」とあります。1500㎡を上限とする法令などが不明であるため、1500㎡を超える増築を行う改善提案は可能でしょうか？ また、不可能である場合は、「法令等」の根拠をお示しください。</p>	<p>当該記載の事項については、都の方針により、改善提案は認めないものとします。 なお、当該記載のうち、「法令等により」の部分は削除することとします。1,500㎡を上限とするに当たっての考え方は、質問No.12をご参照ください。</p>
12	改善提案について	17	第3	5	(2)	工	(イ)	<p>「改善提案の範囲は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」の記載事項を対象」と記載され、業務要求水準書 細則-設計(9)で「本館・3号館については、法令等により面積増加とみなされる面積は、1500㎡を上限」とありますが、1500㎡以内であれば、既存建物の屋上に増築を行う改善提案は可能でしょうか？</p>	<p>病院経営本部は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と既存建物への増築及び面積の増加に関して事前協議を行っております。都想定施設設計案において、面積の増加は、既存建物の「基準時に面積が算入されていない部分を居室化すること(ピロティやバルコニー等約1,370㎡)によるもの」と「新たに構造体を増築すること(渡り廊下約80㎡)によるもの」の2つのケースを想定しています。このうち前者については「増築等の荷重増加がなく、既存建築物部分に対する影響がないものと見なす。」、後者については「面積が増加する部分の合計面積が既存建物面積の1/2以下であり、耐震補強により「建築構造設計指針2001」(東京都建築構造行政委員会監修)の12章に示される判定基準2Aに適合させることでよい。また、渡り廊下の増築面積約80㎡は、50㎡程度の範囲内と見なす。」との見解を同課より得ております。すなわち、建築基準法施行令第137条の2第1項第2号の適用であり、同施行令第137条の2第1項第1号を適用する場合には、協議を行っておりません。 したがって、ご質問の改善提案を行う場合は、現行法令に基づく構造面の諸検討を行い、建築指導課の確認を得たことを示す資料等、採否判定に必要な資料を提示してください。なお、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(1)(七)ウ(ア)を遵守する必要がありますことにご注意ください。</p>
13	改善提案と都想定施設設計案について	17	第3	5	(2)	工	(イ)	<p>改善提案の目的として「「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。」と記載され、業務要求水準書 別紙3(1)では、都想定施設設計案について「なお、このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式などは参考までに示したものである。・・・都の想定よりも優れた案があれば、改善提案を行うことができる」と記載されています。 工事工程(ステップ)を都想定施設設計案から変更する案を、改善提案を経ずして、入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？</p>	<p>改善提案の受付は、応募者が提案に先立ち、提案しようとする仕様が都の提示条件を逸脱するものであるか否かについて質問を受け付け、これに回答するものです。ご提案いただく内容が提案審査時において都の提示条件を逸脱する結果となる事態を回避するため、改善提案の受付の機会に、提案の概要をご提示いただくようお願いいたします。その際に、採否の判断を行います。 なお、都想定施設設計案はいずれも参考仕様として記載しているものであることから、当該記載のうち「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」の部分は削除することとします。</p>

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
14	改善提案と都想定施設設計案について	17 業務要求水準書 別紙3 (1)	第3	5	(2)	工	(イ)	改善提案の目的として「「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。」と記載され、業務要求水準書 別紙3 (1)では、都想定施設設計案について「なお、このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式などは参考までに示したものである。・・・都の想定よりも優れた案があれば、改善提案を行うことができる」と記載されています。 部門配置を都想定施設設計案から変更する案を、改善提案を経ずして、入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	(質問No.13参照)
15	改善提案と都想定施設設計案について	17 業務要求水準書 別紙3 (1)	第3	5	(2)	工	(イ)	改善提案の目的として「「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。」と記載され、業務要求水準書 別紙3 (1)では、都想定施設設計案について「なお、このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式などは参考までに示したものである。・・・都の想定よりも優れた案があれば、改善提案を行うことができる」と記載されています。 部門配置を都想定施設設計案から変更する案を、改善提案を経ずして、入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	部門の中の諸室配置を都想定施設設計案から変更する場合には、改善提案を提出していただく必要はありません。なお、都想定施設設計案はいずれも参考仕様として記載しているものであることから、当該記載のうち「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」の部分は削除することとします。
16	改善提案と都想定施設設計案について	17 業務要求水準書 別紙3 (1)	第3	5	(2)	工	(イ)	改善提案の目的として「「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。」と記載され、別紙3 (1)では、都想定施設設計案について「なお、このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式などは参考までに示したものである。・・・都の想定よりも優れた案があれば、改善提案を行うことができる」と記載されています。 耐震補強の位置・方法を都想定施設設計案から変更する案を、改善提案を経ずして、入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	耐震補強の位置・方法を都想定施設設計案から変更する場合には、改善提案を提出していただく必要はありません。なお、都想定施設設計案はいずれも参考仕様として記載しているものであることから、当該記載のうち「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」の部分は削除することとします。
17	改善提案と都想定施設設計案について	17 業務要求水準書 別紙3 (1)	第3	5	(2)	工	(イ)	改善提案の目的として「「都が仕様を規定し、参考までに提示している事柄」についても、都の参考仕様よりも優れた内容の提案もあると考えられる。」と記載され、別紙3 (1)では、都想定施設設計案について「なお、このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式などは参考までに示したものである。・・・都の想定よりも優れた案があれば、改善提案を行うことができる」と記載されています。 設備方式・配管系統を都想定施設設計案から変更する案を、改善提案を経ずして、入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	設備方式・配管系統を都想定施設設計案から変更する場合には、改善提案を提出していただく必要はありません。なお、都想定施設設計案はいずれも参考仕様として記載しているものであることから、当該記載のうち「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」の部分は削除することとします。
18	入札に当たっての留意事項	20	第3	5	(2)	オ	(オ) a	「入札に当たっては、応募者の代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる」とありますが、提案書類等の持ち込み後、入札場所には代表者または代理人の「1名」のみ留まり、入札するという意味でしょうか？	開札場所への入室は、応募者の代表企業に限り、認められます。
19	担保金	22	第4	2	(3)			「担保金」との記載がありますが、契約保証金と同義でしょうか？	ご理解のとおりです。
20	守秘義務対象資料	24	第6	2	(1)			守秘義務対象資料の中に、基幹システムと部門システム間の連携において用いる業務電文フォーマットを定めた資料は含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
21	対象情報システムのうち、SPCが保有すべきものと、病院/都に所有権が移転すべきものの区分について	28	別紙 1				<p><所有権の帰属>欄に、「基幹システムを除く情報システムについては、事業期間中は、SPCが保有する」とありますが、参考資料集 第5「病院情報システム」の概要を見ても、「基幹システムを除く情報システム」の中には、医療機器の類に属するもの、ないし医療技術者が主として使用されるものが多々含まれている由、同箇所を「検体検査システム、物品管理システム、医療機器管理システムについてのみ、事業期間中、SPCが保有する」と変更して頂けないでしょうか。</p>	<p>平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第82条に「乙は、(中略)本件病院施設等(各改修部分のうち躯体に附合している部分及び対象情報システムその他別途合意するものを除く。)の所有権を移転し、その他必要な手続きを行う。」、同第138条に「乙は、(中略)対象情報システムに係る統括マネジメント業務が終了した日の翌日に、対象情報システムのハードウェアを甲に無償で譲渡する。」とあることから、本記載は「対象情報システムについては、事業期間中は、対象情報システムに係る統括マネジメント業務が終了するまでSPCが所有し、かかる業務の終了後、無償譲渡する。」が正しい表記です。</p> <p>なお、(注)に記載したように、「本別紙は、本事業の枠組みを説明するために、便宜上、作成したものであり、本別紙と入札説明書別添資料1「業務要求水準書」及び同別添資料5「事業契約書(案)」との間に齟齬がある場合は、入札説明書別添資料1「業務要求水準書」及び同別添資料5「事業契約書(案)」の記載が優先」されます。</p>
22	情報システムの運営業務について	28	別紙 1	3			<p>情報システムにおける本事業の対象業務として、「設計・工事期間中の運営」「全面供用開始後の運営」とあり、「SM機能として、統括マネジメントを含む。」とありますが、これらの運営業務とは、具体的にどのような作業内容を示しているのか、ご教示願います。</p>	<p>本業務を実施するために必要な事業者における情報システムについての事業期間中にわたるソフトウェア及びハードウェアの運営をいいます。また、診療情報のみならず、臨床データ等、各種統計データが、適宜、抽出できる仕組みを構築するなど、臨床に対する支援も求めます。</p>
23	インフラストラクチャー	28	別紙 1				<p>基幹システムを含むネットワーク設計について記載がありませんが、ネットワーク設計は都側が行うとの認識でよろしいでしょうか。また、それにかかわる費用は都が負担するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>基幹システムのネットワーク設計は都が行います。また、これに関わる費用は都が負担します。</p>
24	SM機能の範囲	28	別紙 1				<p>上記に関連し、ネットワークの設計、運営、保守管理、更新について、SM業務は助言、協力を行うと認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>基幹システムについては、ご理解のとおりです。対象情報システムについては、事業者自らが設計、運営、保守管理、更新を行う必要があります。</p>
25	情報システムのハードウェア	28	別紙 1				<p>基幹システムを除く情報システムの枠組みには、ハードウェアも含むとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
26	設計・工事期間中の医療機器・備品の保守管理について	28	別紙 1				<p>設計・工事期間中の医療機器・備品の保守管理(修繕・更新を含む。)業務は都側業務と考えてよろしいでしょうか。本PFIは改修計画であり、部署毎の改修工事に併せて医療機器・備品の整備を行なう形態になるかと存じますが、本項からは全面供用開始時以前の整備は都側業務と読みとれたのですが、如何でしょうか。</p>	<p>医療機器及び備品等の管理・保守点検業務は、病院施設等維持管理業務の一部です。病院施設等維持管理業務は、平成21年4月開始を予定しています。</p>
27	参考価格	31	別紙 4				<p>施設整備費と医療機器調達費及び備品等調達費に対し、(1)として、「この部分のサービスの対価の支払いの原資は、主に起債によることを予定しているため、他の用途への活用はできない。」と注記されています。(1)の意味を、もう少し詳しくご説明ください。</p>	<p>本記載は、施設整備費と医療機器調達費及び備品調達費は、主に起債によることを予定しているために、他の費用に充てることはできない旨、お示ししたものです。ただし、入札時に提示する金額が、参考価格を超えてはいけないことを意味するものではありません。</p>
28	部門システムの調達費用について	31	別紙 4				<p>部門システムの調達費用は、医療機器調達費及び備品調達費の4,457百万円に含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>部門システムの調達費用は、入札説明書別紙4において、「維持管理費及び運営費」に含まれます。</p>
29	医薬品、診療材料等の調達費	31	別紙 4				<p>医薬品、診療材料等の参考価格が総額として提示されていますが、それらの明細、つまり、現在病院が採用している品目毎の購入単価の提示は今後あるのでしょうか。</p>	<p>公表する予定はありません。</p>

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
30	公表資料の最終公表日時							都より関連資料が全て公表される日時をお示し下さい。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料3「提案書類作成要領及び様式集の未公表部分等」については、7月下旬に公表する予定です。その他、質問回答等の結果を踏まえ、提示が必要な資料があると判断した場合には、適宜提示することも想定されます。
31	現場説明会							7月7日開催予定の現場説明会の現場見学要領（見学できる診療科、場所等）は公表される予定ですか？ また、終了予定時間をお示し下さい。	現場説明会の詳細については、参加申込者に対し、個別に電子メールにてご連絡します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
32	事業の目的	総則(1)	第1	1	(4)			「その時点で合理的に想定される・・・」の合理的な想定について解釈をお示し下さい。	当事者間の協議を基礎とし、客観的な判定基準を提示することは考えておりません。
33	都立病院通達集について	総則(3)	第1	1	(9)			「都立病院通達集」に留意して業務を実施するよう記載されていますが、通達集を公表していただけないか？また公表していただけない場合は、今回の業務提案に影響がある項目について、具体的に指示ください。	一般競争入札参加資格確認後、有資格者に対して提示します。
34	最先端の機能を有する病院	総則(4)	第1	3	(2)			がん・感染症医療センターは最先端の機能を有した病院を目指すことが記載されていますが、現時点で国内で最高のレベルの医療が提供できていると想定されている病院名、及び都が最先端と判断される当該病院が保有する具体的な機能についてご教示下さい。	公表する予定はありません。
35	最新のがん専門病院	総則(5)	第1	3	(2)			「最新のがん専門病院」とありますが、都において想定されているモデル病院がありましたらご教示下さい。	公表する予定はありません。
36	本事業において目指すもの	総則(5)	第1	3	(2)			「必要に応じて仕様書の内容について修正を行い、契約金額の範囲内で・・・」とありますが、一方、事業契約書(案)第119条、第120条には、サービス対価の変更規定があります。この適用の考え方についてご提示ください。	平成18年5月31日付の入札説明書別添1業務要求水準書第1-3(4)イに記載のとおり、業務の見直し及び改善は、事業者自らで行う必要があります。ただし、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条及び第120条に規定する原因事由が存在する場合には、協議の上、サービスの対価が変更される場合があります。
37	仕様書の作成	総則(5)(6)	第1	3	(3)			「・・・業務水準を満足する仕様書を作成する。」とありますが、都が定める仕様書様式(記載すべき項目や内容が示されたもの)がありますでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
38	事業者の提案	総則(7)	第1	3	(4)	ア	(イ)	「業務要求水準を達成する提案であっても、都は事業者の提案を受け入れられない場合がある。」とありますが、具体的にはどのようなケースが考えられますか？	現時点において、具体的なものは特段想定しておりませんが、駒込病院の施設や運営についての詳細な情報を必ずしも持ち合わせていない応募者に業務の実施手段・方法に関する提案を求めることになりますので、こうした場合もあり得ると考えております。
39	維持管理・運営	総則(7)	第1	3	(4)	ア	(イ)	「そのため、入札時には工事期間中の維持管理業務及び運営業務の要求水準は工事完了後の全面供用開始以降の維持管理業務及び運営業務の要求水準と同一であると仮定して」とありますが、この仮定と確定後の差異についての精算の規定を作られる考えはあるのでしょうか？	精算の規定を設ける予定はありません。
40	条件変更に対応するための運営業務のコスト負担	総則(7)	第1	3	(4)	ア	(イ)	入札時には工事期間中の維持管理業務及び運営業務の要求水準は全面供用開始以降の要求水準と同一と仮定して提案を受けるとありますが、工事期間中に都側の条件変更に対応して、運営業務の仕様を再設計せざるを得ないことが想定されます。改修事業の前提条件が変更になった場合に、入札提案書提出時点の見積と差異が生じることになりますが、そのコストは官民のいずれが、どの時点で負担することになるかをご教示下さい。	改修事業の前提条件が変更になった場合で、入札提案書提出時点の見積りと差異が生じたときは、そのコストは事業者の負担となります。したがって、応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
41	値引率	総則(7)	第1	3	(4)	ア	(ウ)	提案する値引率の期間についてお示し下さい。	事業期間中を通じ、一律の値引率を想定しており、その変更は行いません。応募者は、このことを踏まえた上で、値引率を設定する必要があります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
42	長期契約における柔軟な対応の必要性	総則(8)	第1	3	(4)	イ		「外部環境の変化に適應するためには、本事業の対象となる業務についても業務範囲や要求水準等の見直しを適宜行い、その時々で最も望ましいと思われる内容に変化させていくことが必要である。」とありますが、本記載内容に基づき業務方法の変更を行う際には事業契約書(案)第119条に帰属するものという理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添1業務要求水準書第1 3(4)イに記載のとおり、業務の見直し及び改善は、事業者自らで行うことが必要です。ただし、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条及び第120条に規定する原因事由が存在する場合には、協議の上、サービスの対価が変更される場合があります。
43	I T の接続情報	総則(9)	第1	3	(4)	イ		調整が必要となると想定される主な事項(表)に「I T の接続情報が不明なことによる、運営方法の調整(変更)」とありますが、I T の接続情報が不明なままでは、正確な事業費を算出することは困難ですので、入札前のなるべく早い段階で不明な点を明らかにし、情報を開示していただくことをお願いいたします。	一般競争入札参加資格確認後、有資格者に対して提示します。
44	工事期間中の部門移行に合わせた病院情報システムの再構築に関する工事	総則(11)	第1	3	(7)			「工事期間中においては、部門の意向に合わせて病院情報システムを再構築する必要があるが、これに関連する工事については都が実施するものとし、別途発注する。事業者は、設計及び工事にあたり、これらの都が別発注する工事との連携を十分に図り、工事が円滑に進行するよう務めなければならない。」とありますが、これらの工事の計画についても都が実施し、連携が必要な部分について、事業者を調整すると理解してよろしいでしょうか。	空配管の敷設等、施設整備に含まれるものを除く工事については、都が実施し、連携が必要な部分についての調整は事業者が行うこととなります。
45	患者満足度アンケート	総則(12)	第1	4	(2)			事業者が仕様書の見直しに際し参考とする患者満足度アンケートは、病院が行う調査を参考にさせて頂けるのでしょうか？または事業者が独自に患者満足度調査を事業者名で行ってよろしいのでしょうか？	病院の了解を得た上であれば、事業者名で行っても構いません。
46	第三者評価調査	総則(15)	第1	4	(3)	エ		業務の実施状況の確認・評価に当たっての「第三者評価調査」とは、病院機能評価及びI S Oサーベランスとの想定でよろしいでしょうか？ 上述以外に想定されている第三者評価調査がありましたらご教示下さい。	現時点では、ご理解のとおりです。
47	要求水準未達の判断	総則(15)	第1	4	(4)			「…業務要求水準が維持されていないと合理的に判断した場合…」の合理的な判断基準についてご教示ください。	客観的に判断いたします。
48	別館への渡り廊下について	総則(16)	第1	5	(2)			「用語の定義」において、本館と別館を結ぶ渡り廊下は、建設時期の観点から、別館に含むと判断してよろしいですか？	ご理解のとおり、渡り廊下は別館に含まれます。
49	地域連携に対する取り組み	総則(20)	第1	5	(2)	エ	(1)	「都立病院間の情報共有への協力を行う」、「地域との連携に支援・協力を行う」とありますが、現病院においてはどのような取組みを行っているのでしょうか。	患者紹介や逆紹介、地域の医師会の先生方を対象にした定期的なカンファレンスを行っています。また、神経難病患者に対する訪問診療なども実施しています。
50	事業者の定義	細則統マネ(2)	第2	1	(三)			入札説明書等での「事業者」とは、S P Cをさすもの考えますが、当該ページの模式図ではP M機能を取り囲む箱の中に「事業者」との記述があります。この模式図内の「事業者」の意味についてご教示下さい。	S P Cを指します。
51	P M機能が実施する業務	細則統マネ(4)	第2	1	(四)	ア	(ウ) d e	P M・C M・S M・O Mの各機能の業務内容に「業務実施計画書」「仕様書」「マニュアル」等の整備が示されていますが、整備すべき各書類について、都が定める様式(記載すべき項目や内容が示されたもの)が有りますでしょうか？ また、P Mが作成すべき「年次計画書」及び「年次報告書」にも都が想定される様式・書式等がありますでしょうか？	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
52	ヘルプデスクについて	細則 統マネ (4)	第2	1	(四)	ア	(ウ)	h	ヘルプデスクを設置し、運用すること ありますが、運用時間は24時間365日と 理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	仕様書	細則 統マネ (5)	第2	1	(四)	イ	(イ)	a	「適切にBPRを行った上で、仕様書 を作成する」とありますが、ここで言う ところの仕様書とは協力企業に対する業務 仕様書もしくは発注仕様書を意味してい ると考えてよろしいですか？	ここでいう「仕様書」とは、協力企業に 対する業務仕様書若しくは発注仕様書又 は設計図書を指します。
54	情報システムの 試験について	細則 統マネ (6)	第2	1	(四)	ウ	(イ)	f	「選定した協力企業を取りまとめ、調整 し、事業者が導入する情報システムに関 する業務のコスト管理、品質管理を行う こと」とありますが、情報システムの試 験については、SMrが実施するのでは なく、選定した協力企業が実施し、SM rは品質管理を実施すると理解してよ ろしいでしょうか。	情報システムの試験の実施者は、SMr あるいは協力企業のいずれでも構いま せんが、その履行については、事業者が一 義的責任を負います。
55	SM機能の範囲	細則 統マネ (6)	第2	1	(四)	ウ	(ウ)	e	「業務開始に当たり必要な準備を行う こと及びリハーサルを実施・監督する こと」とありますが、基幹システムを含むシ ステム全体のリハーサルはSM機能に含 むのでしょうか。	SM機能に含まれるリハーサルは、対象 情報システムを対象とするものとしま す。なお、対象情報システムのリハー サルには、基幹システムとの連携が十分 かつ適切に図れているかを確認するこ とを含まれます。
56	SM機能が実施 する業務	細則 統マネ (6)	第2	1	(四)	ウ	(ウ)		項目記号にiがありませんが、欠番扱い でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日 付の入札説明書別添資料1 業務要求水 準書の該当部分を修正します。
57	PMの所属	細則 統マネ (9)	第2	1	(五)	イ			PM機能を担う者については、事業者に 所属する者であることが求められていま すが、代表企業等からSPCへの転籍が 必要なのでしょうか？籍は元企業に置い たままの出向でも要求水準を満たすの でしょうか？	平成18年5月31日付の入札説明書別添資 料1 業務要求水準書第1 3(4)イ に、「医療や病院運営に精通し、業務の 見直し及び改善を行うことができる専門 家を常に事業者内部に在籍させておく か、またはこうした専門家のアドバイ スを常時受けることができる体制を構築 していることが必要である。」と記載し ているとおり、実質的に専門家のアド バイスを常時受けられる体制を備えて いる限りにおいて、形態については問 いません。ただし、事業者は病院のた めにPM機能を実行する必要がある ため、モラルハザードを回避するた めの措置がとられることが必要です。
58	施設基準								予定している、あるいは取得をめざす施 設基準をご教示ください。	現在、取得している施設基準等は、今 後、お示しします。 また、今後取得を目指している施設基 準として、緩和ケア病棟入院料、一 類感染症患者入院医療管理料などがあ ります。
59	仮設棟の許可申 請について	細則 設計 (3)	第2	2	(六)	ウ	(カ)	c	各種許可取得について「建築基準法第 85条4項に基づく仮設棟の許可申請」 とありますが、今回設置する仮設棟は、 上記の通り、建築基準法による「仮設 棟」と判断してよろしいですか。設置 期間の観点から、仮設棟の扱いになら ない場合も想定されますが、事前に行 政庁との相談を行っておりますか？	本記載は、「建築基準法第85条第5項 に基づく仮設棟の許可申請」に修正し ます。 なお、条文においては、設置期間は1 年以内の期間となっておりますが、例 えば、半年ごとに定期点検を行うなど の措置を講ずることにより、その期 間を超えて、仮設棟として許可され るものと考えております。
60	用途地域につい て	細則 設計 (3)	第2	2	(七)	ア	(ア)		用途地域が、「第一種中高層住居専用 地域（一部近隣商業地域）」となってい ますが、別添資料6-参考資料集-第2 にある既存日影図によると、一部が、 上記、2地域の他に、第一種住居地 域となっております。 日影図を正と判断してよろしいですか？ その場合、敷地面積配分は、どのよ うになりますか？	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日 付の入札説明書別添資料1 業務要求水 準書第2 2(1)(七)ア(ア)の 「第一種中高層住居専用地域」は、「第 一種中高層住居専用地域及び第一種住 居地域」に修正します。 なお、敷地面積配分は、前回の計画通 知においては、第一種中高層住居専用 地域部分は30,092.16㎡、第一種住居 地域は2,426.25㎡となっております。
61	施設整備の考え 方	細則 設計 (5)	第2	2	(七)	イ	(ア)	f	災害時の想定収容患者数はあります でしょうか？	駒込病院の災害時の運営規模は、以 下のとおりと想定しています。 入院：平時の入院規模+100床 外来：平時の外来規模の2倍

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
62	病棟構成について	細則設計(7)	第2	2	(七)	イ	(イ)	b	一般病棟については、看護単位数・各病棟での病床数について、事業者判断によるものと判断してよろしいですか。 別紙11諸室リストでは、処置室等について、診療科目に連動した諸室配置が記載されていますが、看護単位数・各病棟での病床数を設定するに当たり、配慮すべき点があれば、お示しください。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。 なお、看護単位数及び各病棟での病床数の設定に当たっては、適切な看護師配置のほか、効率的かつ効果的な病院運営が可能になるようご留意ください。
63	総合診療基盤の病床について	細則設計(7)	第2	2	(七)	イ	(イ)	b	一般病棟の一部が、総合診療基盤171床に該当すると判断しますが、病棟構成上、留意すべき点はございますか。	一般病棟としての機能が果たせる限り、応募者の提案に委ねます。
64	個室率について	細則設計(7) 別紙1(2)	第2 別紙	2 1	(七)	イ	(イ)	b	別紙1には、病室の個室率について、最低限「緩和ケア・無菌・ICU・感染症を除いて、15%以上」達成すべきと記載されています。 一方、細則・設計(7)イ(イ)bにある表から、上記病棟を除く1床室は、119床であり、その場合の個室率は、上記病棟を除く一般病棟病床数717床を分母とし、約16.5%の個室率を達成していると解釈すればよろしいですか？ また、改善提案を行う場合、別紙1の「都の想定」に記載のとおり、この割合を35%に近づけることを理想と考えればよろしいですか？	ご理解のとおりです。
65	外来診療科	細則設計(8)	第2	2	(七)	イ	(オ)		整備後の外来診療科について、精神科、理学診療科の標榜はありませんか。また、専門外来診療科の具体的な想定はありますか。	前段、後段ともに、現時点での想定はありません。
66	埋蔵文化財調査について	細則設計(9)	第2	2	(七)	ウ	(イ)		「埋蔵文化財の調査を要する計画は行わない」とありますが、仮設棟のための基礎掘削が必要となります。 同(キ)に示す、北側駐車場部分及び看護職務住宅北側駐車場部分は、埋蔵文化財調査の対象にならないと判断してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
67	耐震性能について	細則設計(9) 別紙3	第2 別紙	2 3	(七)	ウ	(コ)		「原則として、構造計算によって安全性が確認されない限り、本館の構造耐力壁の撤去は不可とする。」とありますが、都想定施設設計案と既存棟竣工図を照らし合わせますと、撤去されている構造耐力壁が多々見受けられます。 都想定施設設計案の構造補強想定箇所は、これら撤去壁を考慮した構造計算を行い、確認したと判断してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
68	バリアフリーなユニットシャワー	細則設計(13)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a - 01	病棟の1床室で「トイレ付きユニットシャワー」とありますが、既製品を設置することと解してよろしいですか。また、「バリアフリー」について参照すべき具体的な規準等がありますか。その場合先の既製品についてもその規準は適用されますか。	前段は、「トイレ付ユニットシャワー」の仕様については、応募者の提案に委ねます。 後段は、参照すべき具体的な基準等については、一例として、「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年3月16日条例第33号)に基づき作成された「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(平成14年7月東京都福祉保健局)があります。
69	総合診療科・救急科・感染症外来の出入口について	細則設計(15)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a - 02	「総合診療科・救急科及び 類感染症外来を配置する建物の出入口の兼用は可能なものとする。」とありますが、「兼用してもよい」と解釈してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
70	並列式中型搬送設備について	細則設計(15)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a - 02	外来治療センターに、「並列式中型搬送設備」を設置するよう記載されていますが、必要となる性能をご指示ください。(搬送頻度・1回当たりの積載量等)	50ユニットの外来治療センターの運用に必要な「並列式中型搬送設備」の性能については、応募者の提案に委ねます。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
71	尿・血液検査	細則設計(17)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	外来患者の尿・血液検査は中央採取となっていますが、都想定案での1階外来各科の検体については、どのようにお考えですか。	都想定施設設計案では、検体採取の必要性が高い診療科が多く、外来の中心を2階と想定したことから、臨床検査科(検体検査)に隣接した中央採血・採尿を2階に設けています。検体採取の必要性の低い診療科を1階に配置しておりますが、検体採取の必要が生じた場合は2階まで患者が移動することを想定しています。 なお、都想定施設設計案は、いずれも参考仕様として記載していること及び都が現時点で考え得る要求性能が満たされた最低限の状態を示しているものであることにご留意ください。
72	内視鏡室について	細則設計(19)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	内視鏡室の「施設配置上配慮すべき点」において、放射線診断部門との関係が示されていますが、入院患者による利用も想定すべきですか？ また、その場合、ベッド・ストレッチャーで来る患者に対して、使用室を限定することは可能ですか？	入院患者による利用も想定しています。 なお、使用室を限定するか否かについては、応募者の提案に委ねます。
73	内視鏡科の運用	細則設計(19)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	外来患者の検査において、当日外来部との行き来が生じるのは、どのような運用手順によるものでしょうか。	内視鏡科の運用手順は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙2(3)エをご参照ください。
74	並列式中型物品搬送設備	細則設計(20)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	薬剤科から外来治療センターへの物品搬送装置の具体的な仕様等について想定はありますか。	物品搬送装置の具体的な仕様については、応募者の提案に委ねます。
75	核医学診断装置について	細則設計(21)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	個々の核医学診断装置装置の運用計画(適当たり使用時間と使用核種)について、お示しください。	平成18年度の使用核種は、以下のとおりです。 1 ウルトラテクネカウ 2 カーディオライト注射液 3 ニューロライト注射液 4 ミオMIBG-I 123注射液 5 ヨウ化ナトリウム 6 フェオMIBG-I 131注射液 7 テクネ 8 クエン酸ガリウム 9 クリアボン注 10 プールシンチ注 11 ヨードカプセル-123 12 カルディオダイン注 13 キセノン-133VSSガス 14 塩化タリウム注NMP また、使用時間は、適当たり(月曜日から金曜日まで)合計40時間程度です。
76	放射線治療装置について	細則設計(22)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	個々の放射線治療装置の運用計画(適当たり使用時間)について、お示しください。	適当たり(月曜日から金曜日まで)合計78時間程度です。
77	OR(術中照射)室の面積について	細則設計(23)別紙11(58)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	OR(術中照射)室について、細則-設計(23)では、有効60㎡と記載され、別紙11(58)では、36㎡と記載されています。前者を正と判断すればよろしいですか？	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙11 4 シートNo.147の面積(㎡/室)について、「約36㎡」を「約60㎡」に修正します。
78	OR(バイオクリーン)室の面積について	細則設計(23)別紙11(59)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-03	OR(バイオクリーン)室について、細則-設計(23)では、有効50㎡と記載され、別紙11(58)では、36㎡と記載されています。前者を正と判断すればよろしいですか？	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 別紙11 4 シートNo.148の面積(㎡/室)について、「約36㎡」を「約50㎡」に修正します。
79	看護部事務室について	細則設計(31)別紙11(7)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-05	必要諸室にある「看護部事務室」は、都想定施設設計案における、「看護部」室を指すと判断してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
80	研究部門について	細則設計(33)別紙11(8)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-05	研究部門については、ゾーン表記のみ記載されていますが、ゾーン内部の間仕切り壁等の設置は、事業者の業務外と判断してよろしいですか？	ゾーン内部の間仕切り壁等の設置は、事業者の業務の範囲に含まれます。研究部門の条件の詳細については、今後、お示しします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
81	研究部門でのマウスの飼育環境について	細則設計 (33)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-05	研究部門で飼育するマウスの飼育環境について、具体的条件をお示しください。	応募者の提案に際してのマウスの飼育環境の具体的な条件は、「平成8年版ガイドライン 実験動物施設の建築および設備」(日本建築学会編)を参考にしてください。なお、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙11 1(2)の後段に記載のとおり、事業者による設計段階で、諸室に係わる性能、機能、数量などについての病院の要望を聞き取り、協議・調整を行うこととなります。
82	厚生室	細則設計 (33)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a-05	05管理部門 福利厚生における「厚生室」の使用目的、使用時間、頻度等をご教示下さい。	地方公務員法に基づき、職員の厚生福利を目的として設置するものです。
83	看護職務住宅・保育所の改修	細則設計 (37)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b-	業務要求水準書(案)の段階では看護職務住宅・保育所とも「改修事は行わない」との表現でしたが、今回、保育所のみ「全面的な改修事は行わない」と変更になりました。保育所の改修工事の内容、程度について都の考えをお示し下さい。また看護職務住宅の改修事は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	「全面的な改修事は行わない」とは、部分的な工事も含めて改修事は行わないことを意味するものです。また、看護職務住宅の改修工事の内容は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(1)(九)ウをご参照ください。
84	受変電設備について	細則設計 (44)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	「主受配電盤は...屋内閉鎖型とする。」とありますが、副変電設備については、屋外又は屋上に設置可能と判断してよろしいですか?	ご理解のとおりです。ただし、容量や重量が変わる場合は、事業者の責任において対応する必要があります。
85	無停電電源装置について	細則設計 (44)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	無停電電源装置は、「患者の生命維持に関連する機器」及び「JIST 1022の適用範囲に示される必須項目以上」に電源を供給することとありますが、都で整備を行う、情報システム(基幹システム)における、無停電電源装置は、上記の対象外と判断してよろしいですか。(設置の要否判断は事業者の業務に関わらず、仮に設置する場合は、都で整備を行うと判断してよろしいですか。)	ご理解のとおりです。
86	電話設備(PHS)	細則設計 (45)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	新たに整備する無線式の内線子機(PHS)500台に追加して、SPC及び協力企業業務で必要と想定されるPHS台数を追加し、整備することは可能でしょうか?	可能です。
87	非常用発電機設備・電力平準化設備について	細則設計 (47) 別紙1 (6)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	「電力の平準化を図る手段として、深夜電力を蓄え、昼間のピーク時に応じた放電を行うシステムを構築する。ただし、「深夜電力を利用した蓄熱設備」又は・・・を想定した場合はこの限りでない」とありますが、別紙1(6)の「非常用発電機設備」の項目では、「発電機常用運転による省エネ、省コスト」が「最低限達成したいレベル」と記載されています。前者を満たす範囲の提案であれば、常用発電設備は必須ではないと判断してよろしいですか?	ご理解のとおりです。なお、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙1「非常用発電設備」のうち、「がん・感染症医療センターで最低限達成したいレベル」欄の「発電機常用運転による省エネ、省コスト」は削除することとします。
88	気送管について	細則設計 (59) 別紙11	第2	2	(八)	イ	(ウ)	e--	気送管を設置すべき諸室から判断すると、書類のやりとりが想定されますが、想定されている具体的な利用方法(搬送品・量)についてお示しください。	病院での一般的な利用を想定しています。
89	受変電設備について	細則設計 (60)	第2	2	(九)	ウ			看護職務住宅については、受変電設備の改修のみとなっています。電気容量は、都想定施設設計案の図面に記載されていますが、看護職務住宅について、既存図面が提供されていないため、受変電設備の設置場所及び、更新のためのスペースが不明です。既設の受変電設備付近に、上記のスペースが確保されていると判断してよろしいですか?	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
90	工事期間中の施設の要求水準について	細則設計(60)別紙3	第2	2	(九)	工		「工事期間中の施設の要求水準は・・・整備後の要求水準と同等」とありますが、都想定施設設計案では、3号棟の仮設病室はWCやU S Tを設置せず、整備後の要求水準を満たしていません。細則 - 設計(60)の記載の適用範囲を、再度お示しください。	工事期間中の施設の状況について、落札後、都と事業者との協議により決定します。なお、ご質問の箇所については、病院は整備後の要求水準を満たしていないことを了解しております。
91	工事期間中の施設の要求水準について	細則設計(60)別紙3	第2	2	(九)	工		「工事期間中の施設の要求水準は・・・整備後の要求水準と同等」とありますが、都想定施設設計案では、仮設棟1のStep6での外来部門は、診察室の数が要求水準を満たしていません。(例:内科は25室要求に対して、16室)細則 - 設計(60)の記載の適用範囲を、再度お示しください。	(質問No.90参照)
92	研究部門について	細則設計(61)別紙3	第2	2	(九)	カ		細則 - 設計(61)では、研究部門について、ゾーン毎の面積が示され、都想定施設設計案では、それらが分散配置されています。分散配置する際に、配慮すべき条件があれば、お示しください。	分散配置する際に配慮すべき条件は、特に想定しておりません。また、分散配置自体についても条件ではありません。
93	研究部門でのR I利用について	細則設計(61)	第2	2	(九)	カ		研究部門に、R Iを利用する生物化学研究室がありますが、使用計画(核種・使用量)について、お示しください。	今後、お示しします。
94	仮設計画の作成	細則工事(2)	第2	2	(六)	エ	(キ)	実施方針等に関する質問回答書No.151に、「北門は近隣の了承が得られた場合は工事動線として利用できる。」とありますが、了承をとるのが事業者であるなら事業者決定後のことと想定されます。提案時の工事進入の条件は東側道路に限定されているとの理解でよろしいでしょうか。」という質問があります。「入札説明書等においてお示しします。」との回答がなされていますが、5月31日に公表された入札説明書等においては公表されていないようです。ご教示ください。	ご質問のとおり、工事動線としての北門の利用について近隣の了承を得るのは落札後のこととなりますので、提案時には、工事進入の条件は東側道路に限定されているという前提のもと、お考えください。
95	非破壊検査について	細則工事(4)	第2	2	(六)	チ	(イ) e	「既存のコンクリート床・壁等の穴あけや解体の際には、必ず事前に当該部位について非破壊検査を行い・・・」とありますが、厚さ30cmを超える部位については、非破壊検査が不可能と思われる。当該部位の穴あけや解体方法の選定については、実施段階において、事業者より可能な方法を提出し、都と協議させていただくことでよろしいですか?	入札時必要書類において記入を求める予定ですが、最終的には、非破壊検査の実施前に都と事業者の協議により決定します。
96	R I管理区域の解体について	細則工事(4)	第2	2	(六)	チ	(イ) g	現状のR I管理区域の解体に当たり、現在、病院・研究所において使用している核種・使用量についてお示しください。	平成18年度の使用核種は、以下のとおりです。 1 ウルトラテクネカウ(480GBq) 2 カーディオライト注射液(120,000MBq) 3 ニューロライト注射液(120,000MBq) 4 ミオMIBG-I 123注射液(6,660MBq) 5 ヨウ化ナトリウム(7,700GBq) 6 フェオMIBG-I 131注射液(600MBq) 7 テクネ(500VIAL) 8 クエン酸ガリウム(44,320MBq) 9 クリアボン注(314,500MBq) 10 プールシンチ注(148,000MBq) 11 ヨードカプセル-123(560MBq) 12 カルディオダイ注(7,400MBq) 13 キセノン-133VSSガス(37,000MBq) 14 塩化タリウム注NMP(29,600MBq)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
97	移転業務	細則 移転 (1)	第2	2	(三)	イ		移転する物品等の移設のうち、患者の私物及び病院職員の使用物品、及び平成18年1月27日付け質問回答書No.154に回答された病院所有の現金並びにそれに類するものの梱包及び開梱は都が行うとなっているが、これらの業務は梱包と開梱のみであり、移設のための搬送業務は当該対象物品も事業者の業務となるとの理解でよろしいのでしょうか？ また、病院職員の使用物品とは私物を意味するのでしょうか？	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、ここでいう「病院職員の使用物品」とは、病院職員の私物のほか、各自保有している資料等をも含みます。
98	移転業務の対象	細則 移転 (1)	第2	2	(三)			患者及び病院の財産を移設するとありますが、大型医療機器の移設品リスト以外に移転業務の対象となる財産のリストをお示し下さい。	公表する予定はありません。
99	移転する物品について	細則 移転 (1)	第2	2	(三)	イ		都が行う項目以外の対象物として、医療機器、備品、医薬品などの品目以外に、過去カルテ、フィルム、組織検体、臓器、などがありますが、これらのものも事業者が実施するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	移転する物品の諸費用について	細則 移転 (1)	第2	2	(三)	イ		移転する物品等の中には、移設費用がかかるもの、移設のタイミングでオーバーホール等を行った方がよいものなどが想定されますが、その費用は事業者側で見込むという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	廃棄物の収集、運搬、処理について	細則 移転 (1)	第2	2	(三)	ウ		組織検体、臓器などの廃棄が生じる場合、事業者側は廃棄しかねますが、どのようにお考えでしょうか。	ご質問の場合は、都が廃棄します。 なお、解剖臓器の処理は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(3) 「一般管理支援業務」の(六)キ(イ)にも、一部含まれます。
102	感染症病室等に関する移転業務	細則 移転 (2)	第2	2	(六)	ケ		感染症患者の病室及び指定区域への入退室については病院規定を遵守とありますが、規定についての公表は何時されますか。また、ここから移転させる備品などについては消毒等を都が行った後、事業者が移転させるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、入札時までにはお示しします。 後段は、移転する備品などについて、消毒等が必要な場合は、事業者が行ってください。
103	エネルギー提供に係る費用負担	細則 施設保守 (2)	第2	2	(五)	カ		「エネルギー提供に係る費用のうちの一部」が都負担となっておりますので、次頁の表「(参考)維持管理・運営開始後のエネルギー提供に係る費用負担」において、「-」となっている看護職務住宅、保育所の上下水道、ガスについては、都の負担と理解してよろしいでしょうか。	「-」となっている箇所は、看護職務住宅については居住者、保育所についてはその運営の受託者を意味します。
104	エネルギー提供に係る費用負担	細則 施設保守 (2)	第2	2	(五)			医療ガス(酸素、窒素等)の費用負担を含む供給・維持は、事業者の負担範囲外と考えてよろしいでしょうか。	医療ガスの供給装置の維持管理を含む医療ガスの供給は、事業者の業務です。したがって、この中には医療用酸素、医療用窒素の調達も含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
105	既設病院のエネルギー使用量	細則 施設保守 (3)	第2	2	(五)	カ	(参考)	実施方針等に関する質問回答書No.158に、以下の内容の質問がありますが、ご回答をいただけませんか。 (以下、再掲) エネルギー使用量の想定のために、既設病院のエネルギー使用量データを提示いただけないでしょうか。 対象データ： 光熱水使用量及び金額（電気、ガス、水道） 用途別エネルギー使用量 電気（熱源用以外の電力量） 冷房負荷（冷水等の冷熱使用量） 暖房負荷（温水・蒸気等の使用量のうち、空調用） 給湯負荷（温水・蒸気等の使用量のうち、給湯用） 蒸気負荷（温水・蒸気等の使用量のうち、消毒等のプロセス用） データ期間：過去3年間 水使用量及び金額については月別データ 用途別エネルギー使用量については月別及び代表日の時刻別データ（季節毎に一日以上）	過去3年間の光熱水使用量及び金額（いずれも年間）は、以下のとおりです。 【電気】 平成17年度：23,673,872kw (307,926,229円) 平成16年度：22,801,040kw (324,083,714円) 平成15年度：24,257,440kw (319,756,616円) 【ガス】 平成17年度：1,698,690m ³ (89,318,132円) 平成16年度：1,808,700m ³ (105,431,394円) 平成15年度：1,716,417m ³ (89,935,500円) 【水道】 平成17年度：457,970m ³ (176,887,259円) 平成16年度：502,909m ³ (190,613,999円) 平成15年度：494,842m ³ (191,228,461円) 月別のデータは、今後、お示しします。 なお、用途別の集計はありません。
106	エネルギー提供に係る費用負担	細則 施設保守 (5)	第2	2	(六)	オ		備蓄燃料の費用負担について、エネルギー提供費用に記載がありませんが、事業者の負担範囲外と考えてよろしいでしょうか。	事業者負担となります。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(2)(3)ウをご参照ください。
107	エネルギー提供に係る費用負担	細則 施設保守 (5)	第2	2	(六)	コ		看護職務住宅で使用する電力について、各戸の検針を行うとなっておりますが、一方で、看護職務住宅を含む附帯施設で使用するエネルギーのうち電力だけ事業者負担となっています。電力だけ事業者負担の理由をご教示願います。	現在、看護職務住宅への電力は、病院施設から供給されており、改修工事においても同様の仕組みとするためです。
108	看護職務住宅検針業務について	細則 施設保守 (5)	第2	2	(六)	コ		看護職務住宅の電力検針業務の業務量が不明です。看護職務住宅の戸数をお教え下さい。	平成18年1月1日時点で、241室あります。そのうち、67戸を仮眠室、控室等の目的のために病院が使用しており、入居可能戸数は174室です。
109	廃棄物の引渡し	細則 清掃 (3)	第2	2	(七)	ア	(ウ) h	廃棄物の収集・運搬・処理は都が行う業務と理解しますが、収集運搬業者への引渡し業務も都側業務との理解でよろしいでしょうか？	回収・一時保管した廃棄物についての収集運搬業者への引渡しは、事業者の業務です。ただし、搬出者として病院の立会いが必要な場合は、都職員が立ち会います。
110	ゴミ箱設置場所について	細則 清掃 (4)	第2	2	(七)	イ	(7) i	ゴミ箱の想定設置場所をお教え下さい。また、調達は事業者との認識でよろしいのでしょうか。	前段は、明確には想定しておりません。例えば、病棟ではスタッフステーション、汚物処理室、病室などがありますが、要求水準を満たす限り、都と事業者との協議により決定します。後段は、ご理解のとおりです。
111	入退管理	細則 保安警備 (1)	第2	2	(三)	イ		病院には、病院及び都職員の他、SPC及び協力企業職員、各種納入業者やMR、並びに患者さんやご家族など多様な方が出入されますが、入退管理を行う対象者の範囲をお示し下さい。また、入退管理を行う対象者毎の管理レベルについてもご教示下さい。	前段は、面会者及び各種納入業者等を想定しています。後段は、病院施設等の安全が確保され、かつ、対象者の利便性が損なわれないような管理レベルとしてください。なお、現状は、面会者及び各種納入業者並びにMR等を対象として、記帳とバッジ配布による管理を行っています。
112	諸室の開錠の 情報管理	細則 保安警備 (3)	第2	2	(六)	キ		開錠の情報管理業務の管理レベル（何の情報をもどのように管理すべきなのか）と、開錠の情報管理の対象となる諸室をお示し下さい。	前段は、応募者の提案に委ねますが、防災センターで開錠の確認が可能なことまでを意味します。後段は、全ての諸室が対象となります。なお、情報管理の実施手段・手法は、事業者の判断に委ねられます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
113	対象業務内容、及び事業者が負担する費用について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(三)		医療機器の保守管理、保守及び点検、供給及び回収、院内教育、管理保守・点検のために必要な業務とありますが、修繕業務及びその費用は事業者範疇でしょうか。	ご理解のとおりです。	
114	医療機器管理・保守点検業務の内容の範囲について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(三)		「対象となる医療機器には、事業者が調達した医療機器以外の医療機器も含む。」とありますが、院内にない医療機器のレンタルや在宅に使用される医療機器の保守管理及び取次ぎ業務も事業者の範疇となりますでしょうか。	都の業務です。	
115	医療機器管理・保守点検業務に係る費用について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(五)		本業務に係る全ての費用は事業者が負担する、とありますが、所謂故障、不具合が発生した際の修理代、部品代又は定期メンテナンス費用に属する金額については、事業者の見積の中に含まない、という理解でよろしいでしょうか。	医療機器の保守管理・点検などのメンテナンスに関する費用は、定期・臨時を問わず、また故障・不具合といった事象にかかわらず、事業者が全てを実施し、修理・部品の費用をも含めた全ての費用を負担するものです。したがって、応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。	
116	事業者が負担する費用の考え方について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(五)		全ての費用の中には、定期メンテナンス費、修繕費、消耗品・部品費、廃棄物処理費用等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.115参照)	
117	医療機器管理・保守点検業務	細則 機器保守 (2)	第2	2	(五)		経年劣化ではない(診療スタッフの人的ミス)事由による故障・不具合に伴う部品交換・修理についても、その費用は事業者側負担とお考えでしょうか。	(質問No.115参照)	
118	廃棄処理等費用	細則 機器保守 (1) 備品保守 (1)	第2	2	(五)		細則 - 清掃において、廃棄物の収集・運搬・処理に係る費用は都が負担するとあります。医療機器及び備品等の処理についても同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
119	MEセンター機能の管理責任者	細則 機器保守 (1)	第2	2	(六)	ア	MEセンター機能の管理責任者は、事業者側で人材提供するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
120	対象となる医療機器の範囲について	細則 機器保守 (2)	第2	2	(七)	ア	(ア) b	全ての医療機器とありますが、都ではどのような機器を対象範囲と想定しておりますでしょうか。想定される業務内容や範囲が大きく異なり、事業者側では一概に想定し提案できかねる範囲と考えられます。今後さらに機器リスト等が公表されるご予定はないかご教示下さい。	前段は、全ての医療機器を対象とします。 後段は、公表する予定はありません。
121	医療機器管理・保守点検業務に伴う協業の範囲について	細則 機器保守 (3)	第2	2	(七)	ア	(カ) a	「特に病棟、手術室及び人工透析室と十分なコミュニケーションを図り、協業する。」とありますが、全ての医療機器を扱うと想定した場合、前述の部門を特に示されたお考えとして、都では何か特別な業務を想定しておりますでしょうか。ありましたらご教示下さい。	患者の安全性確保の観点から、病棟、手術室及び人工透析室が特に重要であると考えたため、記載しました。
122	医療機器管理・保守点検業務に伴う技術補助の範囲について	細則 機器保守 (3)	第2	2	(七)	ア	(カ) b c	必要な技術補助とありますが、都では何か特別な業務を想定しておりますでしょうか。病院ごとに想定される業務内容や範囲は大きく異なり、事業者側では一概に想定し提案できかねる範囲と考えられます。ありましたらご教示下さい。	例えば、特殊な医療機器の操作教育などを想定しています。
123	「臨床業務の支援」の内容	細則 機器保守 (3)	第2	2	(七)	ア	(カ) c	「臨床業務の支援」についてお尋ねします。これは臨床現場におけるルーティン業務として機器点検・操作を事業者側の臨床工学技士が主体となって行うことも含まれますでしょうか(例えば、人工透析室におけるベッドサイドの透析装置の操作等)。	ご質問の業務については、点検は含まれていますが、操作は含まれておりません。また、人工透析室におけるベッドサイドの透析装置の操作や使用時の点検は、都が行います。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
124	医療機器の長寿命化について	細則 機器保守 (3)	第2	2	(七)	ウ	(イ)	「長寿命化の実現」とありますが、本業務により実現するのは「医療機器の安全性及び精度の維持」であると認識しております。その結果として機器の使用期間が延長することは考えられますが、必ずしも「長寿命化」を担保するものではないと思われませんが、いかがでしょうか。	「長寿命化の実現」に寄与することを求めます。
125	対象業務内容、及び事業者が負担する費用について	細則 備品保守 (1)	第2	2	(三)	ア		備品等の保守管理、保守及び点検、管理保守・点検のために必要な業務とありますが、修繕業務及びその費用は事業者範疇でしょうか。	備品等の保守管理・点検などのメンテナンスに関する費用は、定期・臨時を問わず、また故障・不具合といった事象にかかわらず、事業者が全てを実施し、修理・部品の費用をも含めた全ての費用を負担するものです。したがって、応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
126	備品等管理・保守点検業務に係る費用について	細則 備品保守 (1)	第2	2	(五)			本業務に係る全ての費用は事業者が負担する、とありますが、所謂故障、不具合が発生した際の修理代、部品代又は定期メンテナンス費用に属する金額については、事業者の見積りの中に含めない、という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.125参照)
127	部品交換・修理費用	細則 備品保守 (1)	第2	2	(五)			経年劣化によらない(診療スタッフの人的ミス)事由による故障・不具合に伴う部品交換・修理についても、その費用は事業者側負担とお考えでしょうか。	(質問No.125参照)
128	備品等管理・保守点検業務に必要な有資格者	細則 備品保守 (1)	第2	2	(六)	ア		備品等管理・保守点検業務に対し、法的に必要な資格とはどのようなものが相当するかご教示下さい。	都として、具体的な資格等をお示しする予定はありません。応募者の判断で、本事業に相応しいと考えられる、法的に必要な資格者及び業務に必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置してください。
129	DPCへの対応							DPCへの対応・検討状況についてご教示ください。また、事業期間中に導入となった場合、準備業務を含め事業範囲となるのでしょうか。業務内容を含め、詳細にご教示ください。	前段は、現在、検討中です。後段は、事業期間内に導入するという前提のもと、提案書をご作成ください。
130	医療事務における病床の稼働管理	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	オ		本業務の内容で「病床の稼働管理に関すること」がありますが、(四)事業者側が実施する業務と(五)事業者側が負担する費用では、「キ 病床の稼働管理に関すること」は都側の業務及び費用負担と規定されております。病床の稼働管理に関する業務で事業者側に求められる業務はないという理解でよろしいでしょうか？病床の稼働管理業務に付随する業務において事業者側に求められている業務内容がありましたら、ご教示下さい。	「キ 病床の稼働管理に関すること」は、都が行う業務です。ただし、これに関連する業務として「病床の空き状況の把握」があり、これは、「ア 患者の診療及び入退院の事務に関すること」に含まれます。
131	診療記録の点検	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	キ		「診療記録の点検」業務について、どのようなレベルの業務をどの程度行えば良い業務かご教示下さい。また、現在も病歴に職員が配置されていると思いますが、当該職員と事業者側職員の業務分担についてもご教示下さい。	(四)ケに記載しているとおり、「診療記録の点検、保管及び利用に関すること」のうち、都が行うのは、「院内折衝に関すること」のみです。なお、要求水準を満たす限り、どのような業務をどのような体制で行うかは、事業者の判断に委ねられます。
132	医療安全対策の取りまとめ	細則 医事 (2)	第2	2	(四)	オ		医療安全対策に関する取りまとめとは、具体的にどのような業務を想定してありますか。事業者にかかる業務がありましたらご教示ください。	患者や病院職員等の安全性の向上に寄与するような仕組みについての工夫や助言を提示していただければ、それらの実施に向けての院内のとりまとめは都が行います。
133	病床稼働管理業務	細則 医事 (2)	第2	2	(四)	キ		「(三)本業務の内容」にて、「病床の稼働管理に関すること」が医事業務として明記されていますが、「(四)事業者が実施する業務」での都実施業務として同文再掲されています。つまり、事業者の業務範囲から病床稼働管理に関する全般が除外されると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.130参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
134	病床管理業務の内容	細則医事(2)	第2	2	(四)	キ	病床管理に関する業務を具体的に規定した資料等が提示される予定はあるでしょうか。業務内容について、もう少し詳細に教えていただけませんか。	公表する予定はありません。
135	医療相談業務	細則医事(2)	第2	2	(四)	ク	「(三)本業務の内容」にて、「患者の医療相談に関すること」が医事業務として明記されていますが、「(四)事業者が実施する業務」での都実業務として同文再掲されています。つまり、事業者の業務範囲から患者医療相談に関する全般が除外されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	医療相談業務の内容	細則医事(2)	第2	2	(四)	ク	患者の医療相談に関する業務を具体的に規定した資料等が提示される予定はあるでしょうか。業務内容について、もう少し詳細に教えていただけませんか。	公表する予定はありません。
137	事業者と都の分担	細則医事(2)	第2	2	(四)		平成18年1月27日付質問回答書No.161～164の質問に対して「平成17年12月19日付の業務要求水準書の記載を修正し、今後、その旨を明示します。」とご回答頂きましたが、5月31日に公表された業務要求水準書では修正されておりません。「その旨」の明示をお願い致します。「取りまとめに関すること」「企画立案及び折衝」「院内折衝」「病院情報システム(基幹システム)に関すること」の解釈及び明確化をお願いします。	(質問No.131及びNo.132参照)なお、業務要求水準書の該当箇所の修正は行わないこととします。
138	土曜日の人員配置	細則医事(3)	第2	2	(六)	ウ	「患者誘導・再来受付機案内」の人の配置を要する時間帯について、土曜日はコンシェルジェの配置も不要ということでしょうか。また、土曜日の配置が不要となっているのはどのような理由からでしょうか。	土曜日についても、8:30から12:30までの間、人員の配置を求めるとします。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(3)(六)ウを修正し、今後、その旨を明示します。
139	受付窓口の人員配置	細則医事(3)	第2	2	(六)	ウ	例えば、初診・再診受付の平日の人の配置を要する時間として8:30～17:15とありますが、この時間を仮に8:00～17:15として提案する場合は、改善提案として8月に申し出る必要がありますか？	本記載は、最低限、受付窓口には人員の配置を要する部署及びその時間帯を示したものです。医事業務の実施手段・方法は、当該記載を含む「(六)本事業に当たっての留意事項」に記載の事項を遵守する限り、応募者の提案に委ねられます。したがって、ご質問の場合については、改善提案には該当しないと考えられます。
140	部門システムの所有権	細則医事(3)	第2	2	(六)	カ	都の了解のもと、部門システムを継続して使用した場合、所有権は都に残されたまま、民間に無償貸与されるのでしょうか。事業者により、請求情報を病院情報システムへ反映させる等のカスタマイズを行った場合を含め、ご教示ください。また、陳腐化によるシステムの更新・入替えに関する業務区分や費用負担、所有権はどのようになるでしょうか。	前段は、部門システムを継続して使用する場合は、ハードウェアについては、都が所有権を保有したまま、事業者に貸与する形となります。ソフトウェアについては、事業者との協議により決定します。後段は、陳腐化によるシステムの更新・入替え、メンテナンスは、事業者の費用負担となり、更新・入替え後のシステムについては、事業者の所有となります。
141	診療情報の請求情報	細則医事(3)	第2	2	(六)	カ	病院情報システムに反映する仕組みの構築が求められる診療報酬の請求情報とは、どのような情報(データ)なのかご教示下さい。	今後、お示しします。
142	再来受付機等の所有権	細則医事(3)	第2	2	(六)	キ	都の了解のもと、再来受付機、患者呼出受信機及び自動支払機を継続して使用した場合、所有権は都に残されたまま、民間に無償貸与されるのでしょうか。また、陳腐化による機器の更新・入れ替え、メンテナンスに関する業務区分や費用負担、所有権はどのようになるでしょうか。	前段は、再来受付機、患者呼出受信機及び自動支払機を継続して使用する場合は、都が所有権を保有したまま、事業者に貸与する形となります。後段は、陳腐化による機器の更新・入れ替え、メンテナンスは、事業者の費用負担となり、更新・入替え後の機器については、事業者の所有となります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答																																																										
143	都が実施する検査	細則 検体検査 (1)	第2	2	(三) (四)			平成18年1月27日付質問回答書No.175において、「後段は、入札説明書等においてお示しします」とご回答頂いた。都が行う検査と事業者の業務との区分は、入札説明書等のどこに該当するのかご教示下さい。	平成18年7月下旬に未公表部分の公表を予定している、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集において、提案の前提条件としてお示しします。																																																									
144	検体の保存	細則 検体検査 (3)	第2	2	(六)	シ		保存する検体、保存期間等につきまして、ご教示下さい。	現状については、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検体種別</th> <th>保存方法</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>血清</td><td>冷蔵</td><td>2週間</td></tr> <tr><td>血清(フッ化ナトリウム血球)</td><td>冷蔵</td><td>1週間</td></tr> <tr><td>凝固(クエン酸ナトリウム血球)</td><td>冷蔵</td><td>1週間</td></tr> <tr><td>感染症血清</td><td>冷蔵</td><td>4週間</td></tr> <tr><td>感染症検体血清(HB、HCV、HIV)</td><td>冷凍</td><td>期限なし</td></tr> <tr><td>血球計数検体(全血)</td><td>冷蔵</td><td>1週間</td></tr> <tr><td>穿刺液(胸水、腹水)</td><td>冷蔵</td><td>1週間</td></tr> <tr><td>尿管沈渣</td><td>冷蔵</td><td>1週間</td></tr> <tr><td>末梢血標本</td><td>室温</td><td>1年</td></tr> <tr><td>末梢血別標本</td><td>室温</td><td>4年</td></tr> <tr><td>骨髄穿刺(マルク)標本</td><td>室温</td><td>20年</td></tr> <tr><td>マリア菌標本</td><td>室温</td><td>10年</td></tr> <tr><td>LE細胞標本</td><td>室温</td><td>10年</td></tr> <tr><td>血清検体(アミーバ抗体)</td><td>冷凍</td><td>10年</td></tr> <tr><td>便検体(原虫)</td><td>冷蔵</td><td>1ヶ月</td></tr> <tr><td>血液培養陽性菌株</td><td>冷凍</td><td>永久</td></tr> <tr><td>菌検査(定数、非定数ともに)</td><td>凍室</td><td>約10年</td></tr> <tr><td>菌次感染菌</td><td>凍室</td><td>約10年</td></tr> </tbody> </table>	検体種別	保存方法	保存期間	血清	冷蔵	2週間	血清(フッ化ナトリウム血球)	冷蔵	1週間	凝固(クエン酸ナトリウム血球)	冷蔵	1週間	感染症血清	冷蔵	4週間	感染症検体血清(HB、HCV、HIV)	冷凍	期限なし	血球計数検体(全血)	冷蔵	1週間	穿刺液(胸水、腹水)	冷蔵	1週間	尿管沈渣	冷蔵	1週間	末梢血標本	室温	1年	末梢血別標本	室温	4年	骨髄穿刺(マルク)標本	室温	20年	マリア菌標本	室温	10年	LE細胞標本	室温	10年	血清検体(アミーバ抗体)	冷凍	10年	便検体(原虫)	冷蔵	1ヶ月	血液培養陽性菌株	冷凍	永久	菌検査(定数、非定数ともに)	凍室	約10年	菌次感染菌	凍室	約10年
検体種別	保存方法	保存期間																																																																
血清	冷蔵	2週間																																																																
血清(フッ化ナトリウム血球)	冷蔵	1週間																																																																
凝固(クエン酸ナトリウム血球)	冷蔵	1週間																																																																
感染症血清	冷蔵	4週間																																																																
感染症検体血清(HB、HCV、HIV)	冷凍	期限なし																																																																
血球計数検体(全血)	冷蔵	1週間																																																																
穿刺液(胸水、腹水)	冷蔵	1週間																																																																
尿管沈渣	冷蔵	1週間																																																																
末梢血標本	室温	1年																																																																
末梢血別標本	室温	4年																																																																
骨髄穿刺(マルク)標本	室温	20年																																																																
マリア菌標本	室温	10年																																																																
LE細胞標本	室温	10年																																																																
血清検体(アミーバ抗体)	冷凍	10年																																																																
便検体(原虫)	冷蔵	1ヶ月																																																																
血液培養陽性菌株	冷凍	永久																																																																
菌検査(定数、非定数ともに)	凍室	約10年																																																																
菌次感染菌	凍室	約10年																																																																
145	物品管理	細則 物品管理 (1)	第2	2	(三)			現在の診療材料の管理はどのように行われていますか？ 物品マスタの有無、物品管理システム名、院内・院外管理、一社供給等、ご教示下さい。	現時点では、情報システムを活用した一元管理は行っていません。																																																									
146	搬送管理と消費管理の定義	細則 物品管理 (1)	第2	2	(四)	ア		都側が行う物品管理業務に搬送管理と消費管理と記載されています。一方、(七)業務の要求水準では医薬品と診療材料等の消費管理を適切に行うことが事業者側に求められております。都側業務で想定されている搬送管理と消費管理業務の内容と対象範囲についてご教示下さい。例えば、消費管理には医薬品・診療材料の患者さんに使用した時点での消費データの入力(あるいはバーコードの読み取り)も都側業務に含まれるのでしょうか？	ご質問の箇所は、「麻薬・向精神薬、放射性医薬品、血液製剤」にかかる在庫管理、搬送管理及び消費管理は都が行う業務という意味です。「麻薬・向精神薬、放射性医薬品、血液製剤」以外の在庫管理、搬送管理及び消費管理は、事業者が行う業務です。																																																									
147	医薬品・診療材料等の使用実績情報の反映	細則 物品管理 (2)	第2	2	(四)	カ		事業者が調達した医薬品・診療材料の使用実績は、病院情報システムに反映できる仕組みを構築するよう求められていますが、どのような内容の情報を、どういつ時点で、どのようなユーザに提供する仕組みを構築するのかご教示下さい。また、このような病院情報システム(基幹システム)で情報の照会を可能とする仕組みを構築する場合には、発生すると思われる病院情報システム側のシステム改変作業費は、都の負担との理解でよろしいでしょうか？	前段は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。後段は、病院情報システム(基幹システム)の改変が発生しない提案を求めます。																																																									
148	現状の部署別在庫設定数	細則 物品管理 (2)	第2	2	(七)	ア		各部署の特性に応じた在庫管理が事業者側に求められておりますが、現状の各部署の在庫設定数、あるいは設定に当たっての考え方をご教示下さい。	現状については、在庫設定数などお示しできる整理されたデータはありません。また、現時点では、サプライチェーン・マネジメントの導入には至っておりません。																																																									
149	食事の提供業務	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	エ		平成18年4月28日付質問回答書No.7回答でお示し頂いた「現状では30分程度」は、最初に上膳された食事が、上膳された場所から都が患者に配膳し、食事を開始するまでの時間でしょうか？ または、最初の病棟に上膳されてから最後の病棟に上膳されるまでの現状時間でしょうか？ なお、後者の場合は、今般示されている食事開始時間と上膳完了時間の要求水準は現状の横滑り理解してよろしいでしょうか？	前段は、最初の病棟に上膳されてから最後の病棟に上膳されるまでの現状時間を示しています。後段は、食事開始時間と上膳完了時間については、(六)エに記載しているとおりです。																																																									
150	備蓄品の廃棄コスト	細則 食事提供 (5)	第2	2	(六)	ソ		災害時対応の備蓄食料で賞味期限が切れない工夫が事業者側に求められると思いますが、賞味期限が切れた備蓄食料の廃棄コストは事業者側負担となるという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。																																																									

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
151	物品の調達・更新及び修繕	細則 滅菌消毒 (1)	第2	2	(四)	ア		当該箇所が示す物品とはどのようなもの でしょうか。	ここでいう「物品」とは、滅菌消毒業務 の対象となる物品を指します。
152	リネンサプライ の規格	細則 リネン (1)	第2	2	(三)			駒込病院で利用されている供給対象品の 規格・仕様は開示される予定がございま すでしょうか。	公表する予定はありません。 要求水準を満たす限り、応募者の提案に 委ねます。
153	リネンサプライ の調達範囲	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	ア		職員の被服のうち、都側で調達する範囲 はどの部分でしょうか。	「病院経営本部被服貸与事務取扱要綱」 に記載されています。 「病院経営本部被服貸与事務取扱要綱」 は、今後、お示しします。
154	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	ア		職員の被服に関するものの一部とは、具 体的には何を指すのでしょうか。	(質問No.153参照)
155	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	ア		職員の被服に関するもののうち、都が行 う一部の調達・更新業務とはどのような 被服が対象となるのかご教示下さい。	(質問No.153参照)
156	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	イ		病室外で行う寝具交換作業があると推測 されますが、例えばベッドセンターのよ うな交換場所があると考えてよろしいの でしょうか。	寝具交換の作業場所及び実施手段・手法 は、要求水準を満たす限り、応募者の提 案に委ねます。
157	寝具交換	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	イ		通常の定期寝具交換等は、病室外の指定 場所で行うことを前提としているとの解 釈でよろしいでしょうか。	(質問No.156参照)
158	シーツ交換	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	イ		入院されている患者様のシーツ交換は都 が行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	イ		病室の中で行う必要がある場合の寝具交 換(ベッドメイク)は都の業務ですが、 それ以外の寝具交換に際して事業者が遵 守すべきルールがありましたらご教示下 さい。(例えば、ベッドを廊下に出して 寝具交換を行うこととか)	(質問No.156参照)
160	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(六)	ウ		例えば深夜業務内容を限定しても良いと いう理解でよろしいでしょうか。	「365日24時間供給・回収が円滑に実施 できる仕組みを構築する。ただし、人員 の配置を含め、必ずしも365日24時間を 通して同一の体制を要するものではな い。」とあるのは、必ずしも365日24時 間を通してリネンサプライ業務に専任の 人員を配置する必要はないものの、例 えば深夜は他業務の担当者が対応するな どの工夫により、365日24時間供給・回 収が円滑にできるような状態を確保して おくことを求める旨、記したものです。 業務内容の限定を認めるものではありません。 業務要求水準書中、病院施設等維持管理 業務及び病院運営業務において、同様の 記載がなされている箇所がありますが、 これらも同様の趣旨です。
161	リネンサプライ 業務	細則 リネン (2)	第2	2	(七)			ベッドの清拭及び消毒に関する業務の要 求水準(定期消毒の頻度など)があれ ば、ご教示下さい。	応募者の提案に委ねます。
162	リネンサプライ 業務	細則 リネン (3)	第2	2	(七)	ア	(ウ) a	記載されている外国機関に登録された洗 剤・漂白剤は別途輸入でもしな限り国 内では調達できません。国内法規に準拠 したものを使用することでよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
163	患者へのボ ディータッチ	細則 医療作業 (1)	第2	2	(一)			患者へのボディータッチは想定しない ということでしょうか。	診療・看護に準ずるボディータッチは想 定しておりません。
164	備品・消耗品に ついて	細則 医療作業 (2)	第2	2	(五)			費用の参考として現病院における消耗品 の種類と量を教えていただけないでし ょうか。	公表する予定はありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
165	医療作業	細則 医療作業 (2)	第2	2	(六)			各部署における医療作業の業務の実施内容を お示し頂き、必要人員については民間側の 創意工夫による提案が必要と存じますが、 業務名及び参考資料集の情報だけでは業務 量(必要な人数)の想定が困難な業務があ ります。業務量の想定が困難と思われる、 薬剤科内医療作業、臨床検査科内医療作 業、看護部事務室内における医療作業など に対し、想定される必要人員を参考まで にご教示頂けませんか？	公表する予定はありません。
166	医療作業の業務 量	細則 医療作業 (3) 以降	第2	2				医療作業に関わる業務のマニュアル等、 現病院における業務量を把握できるよう な資料がありましたら、公開していただ けないでしょうか。	公表する予定はありません。
167	個人被曝線量の 測定	細則 一般管理 (2)	第2	2	(四)	ウ		個人被曝線量の測定のうち、都が実施す る分の範囲についてご教示下さい。 また、同(六)キ(ア) bに記載されて いる想定量150名分とは、前段の都の実 施する分を除いた想定量との理解でよろ しいでしょうか？	前段は、臨時職員などに係るもので、実 績として年間数名です。 後段は、ご理解のとおりです。
168	患者医療情報室 について	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	個別 事項 ア	(イ)	図書室については、蔵書数が示されてい ますが、患者医療情報室の蔵書数につ いては、事業者側の判断と考えてよろし いでしょうか。	都の指示によりませんが、事業期間中を通 じて一定数とは限りません。したがっ て、応募者は、このことを踏まえた上 で、見積りを作成する必要があります。
169	電話交換業務	細則 一般管理 (3)	第2	2	(六)	個別 事項 ウ	(イ)	在席が確認できる状態を作るのは事業者 の業務との事ですが、在席管理とは職員 の居場所管理ではなく、院内在勤の有無 との理解でよろしいでしょうか？ また、現在は全職員の約半数程度を院内 PHSと連動してパネル表示をしている とのことですが、事業者が在席管理をす る病院職員の範囲(職種や人数など)を お示し頂けませんか？	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、院内PHSを携帯する職員全員 について在席確認をすることを求めま す。 なお、平成18年5月31日付の入札説明書 別添資料1 業務要求水準書第2 2 (1) (八)イ(ウ) b に記載して いるとおり、院内PHSの台数は500台 を予定しています。
170	院外死亡者の遺 体搬送	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 オ	(オ) b	院外死亡者の搬送の年間想定数をご教示 下さい。また、当該業務の発生を事業者 側に連絡する病院側担当部署はどこにな りますでしょうか？	前段は、年間数件程度を想定していま す。 後段は、今後、取り決めます。
171	遺体搬送業務	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 オ	(カ)	病院からの依頼後20分以内での業務着手 を求められておりますが、業務着手は何 をもって着手と判断頂けますか？ 遺体搬送要員を院外にて準備する(待機 する)方法も取れるかと思しますので、 この点にもご考慮頂き、着手基準をご教 示下さい。	病院が指示する場所に到着することをも って、業務着手と見なします。
172	各種事務補助	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 カ		当該各種事務補助業務 a ~ f の業務を行 う場所の想定をご教示下さい。 全てSPCの事務スペースとの想定でよ ろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、実施場所につ いては問いません。
173	一般管理支援業 務	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 カ		4月28日付質問回答書No.31回答にお ける「事務3人分程度」の想定とは、業務 要求水準書 第2 細則(3) 一般管 理支援業務(六)カの各種事務補助の (ア) a ~ f に記載された業務に対する 想定と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
174	利便施設	細則 利便施設 (2)	第2	2	(六)	共通 事項 工		病院施設等維持管理業務の清掃業務にお いては廃棄物の処理は都の業務となつて おりますが、利便施設運営業務から出る 廃棄物の処理についても、都が行う廃棄 物処理業務に合わせて行って頂く(収集 場所や処理業者の共同利用)ことは可能 でしょうか？ 勿論、利便施設業務分の 処理費用は事業者側負担と致します。	処理費用が事業者負担であることを前提 として、可能です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
175	行政財産使用料	細則 利便施設 (2)	第2	2	(六)	共通 事項 オ	都の条例に基づく使用料の算定要領(土地・建物の価格あるいは算式等)については、別途ご提示いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 提示にあたっては、公共施設に見合った価格帯での運営が可能となるような設定をお願いします。	今後、お示しします。
176	利便運営施設の 運営業務	細則 利便施設 (2)	第2	2	(六)	個別 事項	各種利便施設の最低限営業を要する時間が定められていますが、営業時間と営業曜日の枠を広げる提案は改善提案の範囲に含まれるものか、あるいは改善提案の 手続きを経ずに事業者の判断で入札提案書で提案することが可能でしょうか、ご 教示下さい。	本記載は、各種利便施設の最低限営業を要する時間を定めたものです。利便施設運営の実施手段・方法は、当該記載を含む「(六)本事業に当たっての留意事項」に記載の事項を遵守する限り、応募者の提案に委ねられます。したがって、ご質問の場合については、改善提案には該当しないと考えられます。
177	利便施設	細則 利便施設 (2) (3)	第2	2	(六)	個別 事項 イウ	営業時間等に配慮した場合、食堂と喫茶は同一スペースでの整備及び運営も可能との理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
178	利便施設	細則 利便施設 (3)	第2	2	(六)	個別 事項 オ(ウ)	利便施設として設置を求められているインターネット端末は、患者医療情報室の端末とは別に、外来等のスペースに配置することを求められているとの理解でよろしいでしょうか? なお、都が想定する場所又は台数などがありましたらご教示下さい。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、応募者の提案に委ねます。
179	利便施設	細則 利便施設 (4)	第2	2	(六)	個別 事項 オ(イ)	生花販売は自販機の設置、又は売店内での販売でも要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
180	利便施設	細則 利便施設 (4)	第2	2	(六)	個別 事項 キ	駐車料金の収納や都への引渡業務などで適用すべき規則等があればご教示下さい。	(六)キに記載している留意事項を除き、特段適用すべき規則はありません。
181	医療機器の調達 範囲	細則 機器調達 (1)	第2	2	(三)	ア	事業者が調達する医療機器については、別紙13に記載されている品目、又は「都想定施設設計案 主要な医療機器の想定配置リスト」中、新規調達する医療機器についてという理解でよろしいでしょうか。また、今後更に詳細な品目、及びスペックを公表されるご予定はございますでしょうか。	前段は、現時点において事業者が調達を 求めることを想定している品目は、別紙13のとおりです。詳細は、(六)イをご覧ください。 後段は、平成18年7月下旬に未公表部分の公表を予定している、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集において、提案の前提条件としてお示しします。
182	所有権の移転に ついて	細則 機器調達 (3)	第2	2	(六)	ア(カ)	医療機器の所有権を移転するタイミングは納入設置検収後と考えればよろしいでしょうか。	医療機器の所有権引渡時期については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第62条をご参照ください。
183	調達業務	細則 機器調達 (3) 備品調達 (3)	第2	2	(六)	ア(カ)	事業者が調製する「目録」及び都に引き渡す「引継書」について、その記載必須項目などの決まりがありましたらご教示下さい。	都と事業者の協議により決定します。
184	医療機器調達品 リストと値引率 について	細則 機器調達 (3)	第2	2	(六)	イ	「応募者は落札後に調達する医療機器の品目が変更された場合であっても、値引率を変更できない」とありますが、あくまで医療機器調達品リストは「要求水準」であり、それが変更になった場合は、事業契約書案第120条に定めるところとなる、という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、そのように文章を修正願います。 同一メーカーの新・旧の型式変更程度ならまだしも、「品目が変更された場合」という表現では、極端な例では「当初購入予定品目のCTが内視鏡に変わっても値引率は変わらない」という解釈に繋がりがありません。	原案のとおりとします。医療機器の変更に関する手続き及び費用負担については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第60条及び第61条が適用され、同第120条は適用されません。また、値引率は事業者提案事項であって業務要求水準ではないため、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第120条の変更の対象とはなりません。値引率は、個別の医療機器に関して設定されるものではなく、総合的に適用されるものなので、全体として遵守されていれば足りる。
185	医療機器変更に 伴う値引率の変 動について	細則 機器調達 (3)	第2	2	(六)	イ	選定するメーカーが変更すれば、値引率が大幅に変わるものがあると想定されますが、その際、都側と協議の余地はないのでしょうか。	値引率についての協議及び変更は想定しておりません。したがって、応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
186	備品等の定義について	細則 備品調達 (1) (2)	第2	2	(三)	ア		備品等の定義について、本文中では「患者の診断、治療、看護等に直接必要な管理用物品」とありますが、参考表の定義では「直接必要としない」とあります。これはそれぞれ別の物品を言い表しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。「患者の診断、治療、看護等に直接必要としない物品」を正とし、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 (4) (三)アを修正します。
187	備品の調達対象について	細則 備品調達 (1) (2)	第2	2	(三)	ア		「患者の診断、治療、看護等に直接必要な管理用物品」が対象とありますが、一方(参考)表では、「直接必要としない」とあります。どちらが正解でしょうか。	(質問No.186参照)
188	備品等調達品リストと値引率について	細則 備品調達 (3)	第2	2	(六)	イ		「応募者は落札後に調達する備品等の品目の変更された場合であっても、値引率を変更できない」とありますが、あくまで備品等調達品リストは“要求水準”であり、それが変更になった場合は、事業契約書第120条に定めるところとなる、という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、そのように文章を修正願います。 同一メーカーの新・旧の型式変更程度ならまだしも、「品目の変更された場合」という表現では、「一般的にメーカーの値引率が高い品が低い品に変わっても、都/SPC間の値引率は変わらない」という解釈に繋がりがかねません。	原案のとおりとします。備品等の変更に関する手続き及び費用負担については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第65条及び第66条が適用され、同第120条は適用されません。また、値引率は事業者提案事項であって業務要求水準ではないため、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第120条の変更の対象とはなりません。値引率は、個別の備品等に関して設定されるものではなく、総合的に適用されるものなので、全体として遵守されていけば足りる。
189	医薬品、診療材料等の調達について	細則 薬品調達 (1)	第2	2	(六)	ア	(イ)	「当該医薬品・診療材料等の性能又は数量を変更したときは、都と事業者との間で協議を行い費用の調整を行う」とありますが、当該医薬品・診療材料等そのものが新規商品に切り替わる場合もありえます。その場合、価格そのものはどのように決定するのでしょうか?費用の調整、の意味は、そうした新規商品の価格決定方法も含めて調整する、と理解すればよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。ただし、値引率の変更は想定しておりません。
190	調達業務	細則 薬品調達 (3)	第2	2	(六)	ア	(カ)	事業者が調製する「目録」について、その記載必須項目などの決まりがありましたらご教示下さい。	都と事業者の協議により決定します。
191	医薬品・診療材料等調達品リストと値引率について	細目 薬品調達 (3)	第2	2	(六)	イ		「応募者は落札後に調達する医薬品・診療材料等の品目の変更された場合であっても、値引率を変更できない」とありますが、あくまで医薬品・診療材料等調達品リストは“要求水準”であり、それが変更になった場合は、事業契約書第120条に定めるところとなる、という理解でよろしいでしょうか。そうであれば、そのように文章を修正願います。 また、品目の正確な特定のため、EAN/JAN等のコードを、医薬品・診療材料等調達品リストの品目毎に記載願います。	前段は、原案のとおりとします。医薬品・診療材料等の変更に関する手続き及び費用負担については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第99条及び第100条が適用され、同第120条は適用されません。また、値引率は事業者提案事項であって業務要求水準ではないため、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第120条の変更の対象とはなりません。値引率は、個別の医薬品・診療材料等に関して設定されるものではなく、総合的に適用されるものなので、全体として遵守されていけば足りる。後段は、ご意見として承ります。
192	医薬品、診療材料等の調達について	細則 薬品調達 (3)	第2	2	(六)	イ		「実際に調達する品目は、調達前に事業者と協議の上、都が決定し、事業者はそれらの値引率を達成し、かつ、提案金額の範囲内で調達する」とありますが、医薬品や診療材料の中でも、診療材料については、日進月歩が激しく、新しい商品が頻りに市場に出てくるため、画期的な診療材料が市場に登場しそれを大量に使うようなことがあると、提案金額の範囲内での調達ができなくなることも考えられます。そのような事態が起きた場合は、都と事業者との間で別途協議をしていただけると理解をしてよろしいでしょうか?	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6の3において、市場実勢価格の変動によるサービスの対価の見直しのための協議を想定しております。このほか、同別紙6の8の規定もあります。ただし、値引率自体の変更は想定しておりません。
193	運営と施設との調和	別紙1 (1)	別紙	1	運営	患者案内等	外来診療部門	「医療環境の変化に伴い、運営と施設との調和において合理性を欠く部分が生じている」とありますが、具体的にどのような点でしょうか。	例えば、病院情報システム導入に伴い、患者案内等の方法が口頭と患者呼出受信機の併用に変更されましたが、施設がそれに対応していない(中待合)ことなどがあります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
194	窓口の分散	別紙1 (1)	別紙	1	運営	患者案内等	外来診療部門	総合受付・ブロック受付	病院の現状として「窓口の分散」とありますが、具体的にどのような状態を指しているのでしょうか。	現状では、外来受診患者のブロック受付において、診察前と診察後では受付場所が異なっているため、「窓口の分散」という表現を使用しました。
195	地域医療連携について	別紙1 (2)	別紙	1					「セミオープン化」と表記されていますが、その内容を具体的に示してください。	他の医療機関等からも、一定の条件さえ満たせば本病院の診療予約枠を得られるような仕組みを想定しています。
196	情報システムにおけるPFI事業対象範囲	別紙1 (3)	別紙	1					情報システムに関して、基幹システムと各種部門システムを接続するために必要となるLAN整備はPFI事業の範囲に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	基幹システムとは	別紙1 (3) 参考資料集	別紙	1					別紙1に記載されている基幹システムとは、病院情報システムの概要に記載されている一次システムと認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	部門システムとは	別紙1 (3) 参考資料集	別紙	1					別紙1に記載されている部門システムとは、上記基幹システム以外のシステムと、事業者が業務遂行に必要として都の承認を得て導入するシステムと認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	基幹システムの改善	別紙1 (3)	別紙	1					「業務の効率化、ペーパーレス、診療支援機能の強化に貢献するシステムの構築」とありますが、接続する部門システムへの影響も想定されます。改善内容をもう少し具体的にご教示いただけませんか。	具体的な内容は、現在、検討中です。
200	基幹システムの改善提案に向けた仕様開示について	別紙1 (3)	別紙	1					基幹システムについて、「改善提案も受付可」とありますが、改善提案の検討に際して、基幹システムの現行仕様（業務フロー・画面仕様・データ項目）詳細を開示いただくことは可能でしょうか。	改善提案の受付に際して、基幹システムの現行仕様に関するデータ等を新たに開示する予定はありません。
201	病棟部門の諸室について	別紙1 (4)	別紙	1					都が想定する、全面供用開始時点での最先端の病院イメージでは「食堂・談話室等」と表記されていますが、最低限達成したいレベルでは「食堂・ティールーム等」と表記を区別されています。その意図をお示ください。	ご指摘のとおりです。 なお、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5「業務要求水準書別紙1 病棟部門の「諸室」のうち、「全面供用開始時点での最先端の病院のイメージ」欄の「食堂・談話室等患者アメニティ施設の整備」は「食堂・ティールーム等患者アメニティ施設の整備」に修正します。
202	無停電電源設備設置範囲について	別紙1 (5)	別紙	1					無停電電源装置の設置範囲として、「陽子線治療装置」が記載されていますが、放射線治療装置と読み替えばよろしいですか？	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5「業務要求水準書別紙1 無停電電源装置」のうち、「がん・感染症医療センターで最低限達成したいレベル」欄にある「陽子線治療装置用」は削除することとします。
203	非常用発電設備に関する達成レベル	別紙1 (6)	別紙	1					別紙1(6)の非常用発電設備の達成レベルで「発電機常用運転による省エネ・省コスト運転」とありますが、一方で、細則-設計(49)空気調和設備の要求性能において「熱源供給システムを検討する際には比較するシステムに電気設備計画の自家発電設備を含める」とあり、発電機常用運転に関する記載はありません。システム検討は省エネ・省コスト等の観点で総合的に最適なものを選定することが目的であり、発電機常用運転を要求仕様とするものでないと解釈してよろしいでしょうか。	(質問No.87参照)
204	民間事業者に提案を求める範囲の制約条件について	別紙1 (7) (8)	別紙	1					民間事業者に提案を求める範囲の空気調和設備の欄で、制約条件として「縦増築に関する東京都取扱い」とありますが、具体的にどのような制約条件でしょうか。ご教示願います。	(質問No.12参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
205	厨房機器設備に関する達成レベル	別紙1(9)	別紙	1				別紙1(9)の厨房機器設備の達成レベルで「ガス・電気ベストミックス構成」との記載がありますが、一方で、細則-設計(56)の厨房機器設備の要求性能では「災害時にも稼働できるような計画」及び「HACCPに基づく衛生管理技法に準拠した設備とし、厨房作業環境を考慮した計画」と記載されております。これらの諸条件や省エネ・省コストの観点から総合的な判断に基づく最適な設備・エネルギー源の選択は事業者の提案範囲であり、ガス・電気の併用を要求仕様するものでない解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	改善提案について	別紙3(1)	別紙	3				都想定施設設計案について、「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」とありますが、これらに関して提案をする場合も、改善提案提出が必要でしょうか。また、ここでいう「諸室の配置」とは、業務要求水準書の別紙1(4)にある部門内諸室構成のことでしょうか。あるいは別紙1(4)にある部門配置まで含まれるのでしょうか。	都想定施設設計案はいずれも参考仕様として記載しているものであることから、当該記載、すなわち「このうち耐震補強、諸室の配置、熱源方式等は、参考までに示したものである。」は削除することとします。
207	仮設病室について	別紙3	別紙	3				都想定施設設計案の工事段階毎の建築平面図において、3号棟の仮設病室(6床)は、有効6.4㎡/床を満たしていません。改修工事完了時点までは、旧基準である4.3㎡/床の適用が可能と判断してよろしいですか？	有効6.4㎡/床を満たす広さを確保することは可能と考えております。旧基準である4.3㎡/床の適用が可能か否かについては、応募者の判断においてご検討ください。
208	受水槽の設置位置について	別紙3	別紙	3				都想定施設設計案の上水給水設備図には、受水槽を別館B1階に設置する方式になっています。業務要求水準書-細則-設計では、受水槽の設置位置について言及されていません。屋外又は屋上への設置は可能と判断してよろしいですか？また、屋外又は屋上への設置を提案する場合、改善提案を経ずして入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	前段は、受水槽については、都想定施設設計案ではB1階に設置することを想定していますが、応募者の判断で、屋外又は屋上を含めた別の場所に設置することも可能です。後段は、改善提案の受付は、応募者が提案に先立ち、提案しようとする仕様が都の提示条件を逸脱するものであるか否かについて質問を受け付け、これに回答するものです。ご提案いただく内容が提案審査時において都の提示条件を逸脱する結果となる事態を回避するため、改善提案の受付の機会に、提案の概要をご提示いただくようお願いいたします。その際に、採否の判断を行います。
209	大型医療機器移設品リスト	別紙9	別紙	9				正確な移設費用算出の為、メーカー、型式、購入年月日も公表頂けますでしょうか。	今後、検討します。
210	移設する大型医療機器について	別紙9	別紙	9				移設する大型医療機器については、当該医療機器メーカーによる調整などが必要となるため、メーカー名・型番名をお示しく下さい。	今後、検討します。
211	空気清浄度について	別紙10(1) 別紙11(27)	別紙	10 11				別紙11では、感染症科外来 類の診察室・処置室の空気清浄度が、クラス100,000と記載されていますが、別紙10では記載がありません。上記の室は、別紙10のH I V待合と同条件とみなしてよろしいですか？	別紙10の 汚染管理区域の 類感染症外来諸室のうち、一部易感染対策を行う諸室の空気清浄度は、100,000に修正します。空気清浄度以外の項目については、別紙10の 汚染管理区域の 類感染症外来諸室をご参照ください。
212	空気清浄度について	別紙10(1) 別紙11(36) (37)	別紙	10 11				別紙11では、試薬調整室・抽出室・増幅測定室の空気清浄度が、クラス10,000と記載されていますが、別紙10では記載がありません。上記の室は、別紙10の細菌検査室と同条件とみなしてよろしいですか？	ご理解のとおりです。なお、別紙10の備考欄にお示しているとおり、表中の「室名」は、一般名称で記載している場合もあり、必ずしも別紙11記載の「室名」と一致していません。適宜ご判断の上、読み替えていただきますようお願いいたします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
213	空気清浄度について	別紙10 (1) 別紙11 (58)	別紙	10 11				別紙11では、OR（術中照射）の空気清浄度が、クラス1,000と記載されていますが、別紙10では記載がありません。上記の室は、別紙10の「バイオクリーンルーム手術室」の記載を、クラスのみ1,000と読み替えればよろしいですか？	OR（術中照射）の空気清浄度は、クラス10,000に修正します。なお、OR（術中照射）の空調温湿度、室内圧、空気清浄度は、別紙10の清潔区域の一般手術室・外来手術室をご参照ください。
214	諸室面積について	別紙11 (1)	別紙	11				(3)において、「諸室の面積については・・・事業者の適切な判断による調整が可能なものとする」とあります。在室者数等を目安に、事業者にて判断してよいと考えますが、減ずる場合の下限値はございますか？	諸室の面積を減じる場合の下限値は、特に想定しておりません。ただし、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書別紙11 1(2)の後段に記載のとおり、事業者による設計段階で、諸室に係わる性能、機能、数量などについての病院の要望を聞き取り、協議・調整を行うこととなります。
215	諸室リストについて	別紙11 (1)	別紙	11				諸室リストの位置づけとして、(2)に「提案に当たっては、効率的な運営・維持管理の考え方などを踏まえた上で、この諸室リスト・諸室概要シートに従って提案されることを期待する」とありますが、(4)では、「適数配置」「適宜配置」以外は、必要室数との記載がありません。事業者側が、効率的な運営・維持管理の考え方に基づき、諸室リストに示す「諸室」「室数」を減じることは可能ですか？ また、可能である場合、その提案を、改善提案を経ずして入札時に提出した場合は、逸脱提案になりますか？	前段は、効率的な運営・維持管理の考え方に基づき、諸室リストに示す「諸室」「室数」を減じることは可能と考えますが、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書別紙11 1(2)の後段に記載のとおり、事業者による設計段階で、諸室に係わる性能、機能、数量などについての病院の要望を聞き取り、協議・調整を行うこととなります。 後段は、改善提案の受付は、応募者が提案に先立ち、提案しようとする仕様が都の提示条件を逸脱するものであるか否かについて質問を受け付け、これに回答するものです。ご提案いただく内容が提案審査時において都の提示条件を逸脱する結果となる事態を回避するため、改善提案の受付の機会に、提案の概要をご提示いただくようお願いいたします。その際に、採否の判断を行います。
216	ICU病棟の前室数について	別紙11 (3) 別紙3	別紙	11 3				ICU病棟の前室について、別紙11(3)では3室と記載されていますが、都想定施設設計案の平面図では2室です。2室を正と判断してよろしいですか？	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書別紙11 2 01-06-09の室数を2室に修正します。
217	外来ブロック受付数について	別紙11 (4) 別紙3	別紙	11 3				外来ブロック受付について、別紙11(4)では4室と記載されていますが、都想定施設設計案の平面図では3室(ヶ所)です。3室(ヶ所)を正と判断してよろしいですか？	ご理解のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 別紙11 2 02-01-24及び02-01-25を3室に修正します。
218	食堂加算について	別紙11 (12) (14)	別紙	11				「食堂加算が得られる内法面積確保」については、診療報酬改定により該当しないと判断してよろしいですか？	「食堂加算が得られる内法面積」は、近年の診療報酬改定において変更されていないと理解しております。
219	感染症病棟 準備室面積について	別紙11 (19) 別紙3	別紙	11 3				感染症病棟の準備室について、別紙11(19)では、必要面積が15㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では約11.5㎡です。別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	提案時においては、応募者の判断により調整が可能なものと考えますが、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書別紙11 1(2)の後段に記載のとおり、事業者による設計段階で、諸室に係わる性能、機能、数量などについての病院の要望を聞き取り、協議・調整を行うこととなります。
220	婦人科 診察室面積について	別紙11 (22) 別紙3	別紙	11 3				婦人科の診察室について、別紙11(22)では、必要面積が10㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では約6.5㎡です。別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	(質問No.219参照)
221	眼科 診察室面積について	別紙11 (22) 別紙3	別紙	11 3				眼科の診察室について、別紙11(22)では、必要面積が10㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では約7.5㎡です。別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	(質問No.219参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
222	感染症科外来 類用 処置室面 積について	別紙11 (27) 別紙3	別紙	11				感染症科外来 類用の処置室について、別紙11(27)では、必要面積が15㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では、処置室(2)について約10㎡です。 別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	(質問No.219参照)
223	放射線診療科 (核医学) 処 置待合室面積 について	別紙11 (51) 別紙3	別紙	11				放射線診療科(核医学)処置待合室について、別紙11(51)では、必要面積が15㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では約12.5㎡です。 別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	(質問No.219参照)
224	放射線診療科 (核医学) R I廃棄物保管庫 面積について	別紙11 (54) 別紙3	別紙	11				放射線診療科(核医学)RI廃棄物保管庫について、別紙11(54)では、必要面積が25㎡となっていますが、都想定施設設計案の平面図では約21㎡です。 別紙11(1)-(3)に示す、事業者の判断による面積調整(面積減)の範囲内と判断してよろしいですか？	(質問No.219参照)
225	医療機器の性能 について	別紙13	別紙	13				調達する医療機器の一般名称のみが記載されていますが、建築側での設備・構造的対応を確認するために、具体的な性能・参考型番について、お示しください。	(質問No.181参照)
226	事業者が調達す る医療機器につ いて	別紙13	別紙	13				本資料の掲載されている66項目の扱いですが、あくまでも想定であることは理解しておりますが、本資料を参考に事業者側で必要物品のリストアップを行い調達費用を積算するのか、本66項目について見積金額を積算するのか、どちらでしょうか。	本66項目について見積金額を積算し、値引率を提示してください。
227	事業者が調達す る備品について	別紙14	別紙	14				本資料の掲載されている37項目の扱いですが、あくまでも想定であることは理解しておりますが、本資料を参考に事業者側で必要物品のリストアップを行い調達費用を積算するのか、本37項目について見積金額を積算するのか、どちらでしょうか。また、各品目に数量が入っておりますが、これについてはどういう解釈をすればよろしいでしょうか。(例えばNo.13のナーステーブルが4台となっておりますが、全て新規で調達するのならば数量が不足すると思われます。)	前段は、本37項目について見積金額を積算し、値引率を提示してください。後段は、都の想定に基づくものです。

入札説明書別添資料2 審査基準

No.	質問項目	頁	該当箇所						質問	回答
228	確認対象及び配点等	5	第2	2	(1)	イ	(イ)	b	配点(小)の欄に10点×2と表示されていますが、20点と表示しない理由は何故でしょうか。ご説明願います。	他の評価項目との比較において、ウエイトが2倍である旨、お示したものです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
229	提出部数	1	第1	1	(1)			「ウ(オ)、(カ)」とありますが、「(オ)、(カ)」の誤記と思われます。如何でしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「オ(オ)、(カ)」に修正します。
230	法人事業税納税証明書	1	第1	1	(1)	オ	(ア) b	法人事業税納税証明書(地方税に係るものを含む。本入札説明書の交付開始日以降に交付されたもの)とありますが、当該証明書の平成17年度分に関しては、今月(6月)末の確定申告を経て、早くても7月中旬以降に取付けが可能となります。資格確認申請時の提出に際しては、平成16年度分1部を御用意すれば、よろしいでしょうか。	資格確認申請時点における最新版をご提示ください。平成16年度分が最新版であれば、平成16年度分1部をご提出いただくことで構いません。
231	枚数制限	2	第1	1	(1)	オ	(オ)	当該書類に枚数制限を設けて頂けませんでしょうか?	枚数制限は設けません。ただし、内容は分かりやすく、簡潔に記載してください。
232	提出書類	4	第1	2	(2)	ア	(キ)	「上記(オ)の内容を簡潔に要約し」とありますが、(カ)の誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「上記(カ)の内容を簡潔に要約し」に修正します。
233	提出要領	4	第1	2	(2)	イ		「ア(オ)代表企業が統括マネジメント能力を行うために必要な機能を提供する能力」とありますが、「ア(カ)代表企業が統括マネジメント能力を行うために必要な機能を提供する能力」の誤記と思われます。如何でしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「上記(カ)代表企業が統括マネジメント能力を行うために必要な機能を提供する能力」に修正します。
234	様式 - 2	8	第2	様式	2			法人事業税納税証明書の提出が求められておりますが、「法人税/消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3)」の提出の必要はございませんでしょうか。	「法人税/消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3)」をご提出いただく必要はありません。
235	様式 - 4 - 応募者等の構成員	12	第2	様式	4			「応募者等の構成員」とは、「特定協力企業(出資有無不問)」と「SPCに出資するマネジメント・サポート企業」を指しており、「協力企業」及び「SPCに出資しないマネジメント・サポート企業」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう応募者等の構成員は、代表企業、特定協力企業(出資の有無に関わらず)、マネジメント・サポート企業のうちSPCに出資をする者を指します。SPCに出資しないマネジメント・サポート企業を含む、特定協力企業以外の協力企業は、これに含まれません。
236	様式 - 4 - 委任状の受任者	13	第2	様式	4			受任者の「住所」を記載する様式となっておりますが、受任者の所属する企業の登記上の住所を記載すればよろしいでしょうか。また、受任者の捺印に関しては個人の認印を捺印することでよろしいでしょうか?	前段は、ご理解のとおりです。後段は、契約締結権限等を有する者として認められた実印や入札参加資格取得時に登録し、使用を認められた印鑑を使用することとします。個人の認印は認められません。
237	様式 - 6 - 医療支援分野	17	第2	様式	6			医療面におけるパートナーとして、SPCは医療関連サービス(業務)を提供するという理解ですが、ここでいう、「医療支援分野」とは具体的にどのような分野と理解すればよろしいでしょうか。	ここでいう「医療面」とは、診療・看護等に直接関わる分野を指し、また、「医療支援分野」とは、入札説明書別添資料1 業務要求水準書にお示しした病院運営業務を指します。
238	「医療支援分野」の定義	17	第2	様式	6			「経営面におけるパートナー」に加えて、「医療支援分野におけるパートナー」と「医療面におけるパートナー」に言及して記述することが求められております。ここで意図するところの「医療支援分野」と「医療面」の定義についてご教示下さい。	(質問No.237参照)
239	都側職員から事業者へ業務引継期間	17	第2	様式	6			前運用からの引継方法において、都側職員から事業者職員に業務を引継ぐ際に可能な引継日数とその時期(例:辞令発令後 日以内、あるいは内示後 日以内)について、都の基準をご教示下さい。	都の基準はありません。なお、事業者は、業務開始日に確実に業務を開始できるように、落札後どのように準備を行うのかについて予め検討し、必要な体制を整えておくことが求められます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
240	応募者の実績について	18	第2	様式	6		改修運営実績を添付せよということですが改修運営とは改修工事後の病院の運営という意味でしょうか。そうだとしたら新築後とか、既存の病院の運営と実績を分ける意味が理解できません。それとも改修事業（設計、改修工事、移転など）を運営するということでしょうか。改修運営の定義をお示し下さい。	ここでいう改修運営実績とは、いわゆる居ながら改修中の病院における運営実施に関連する実績を意味しています。なお、様式 - 6 - にも記載のとおり、改修工事実績及び改修運営実績はあくまでも参考資料として添付を求めるものであり、実績数の有無や多寡によりマネジメント能力保有の有無を判断することはありません。
241	新規職員の定義	19	第2	様式	6		新規職員とはSPC職員のことでしょうか。あるいは協力企業の職員も含まれますでしょうか。	ここでいう新規職員とは、協力企業の職員を指します。
242	様式 - 6 - の応募者	20	第2	様式	6		「1 応募者の統括マネジメント体制とその特徴」とありますが、この「応募者」は、入札説明書P. 8に定義のある「応募者：代表企業、SPCに出資する協力企業及びSPCに出資するマネジメント・サポート企業」ではなく、「SPC」であるべきではないでしょうか？	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「SPC」に修正します。
243	協力企業のコントロール	20	第2	様式	6		「代表企業が協力企業をコントロールできる仕組みとなっていること」とあります。この場合の「代表企業」とは、「SPC」の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「SPC」に修正します。
244	様式 - 6 - の代表企業	20	第2	様式	6		留意点に「3 代表企業が協力企業をコントロールできる仕組みとなっていること」とありますが、代表企業はSPCをサポートしていくものの、直接協力企業をコントロールするという権利は持ちえず、難しいと思料します。あくまでコントロールの主体はSPCであると考えますが、どのような趣旨でこの留意点を設定されたかお聞かせ下さい。	(質問No.243参照)
245	改善提案内容書(個表)	25	第2	様式	3		当該ページの注釈 3はどこをさすものでしょうか？	「4 改善内容 2」は、「4 改善内容 3」の誤りです。修正します。
246	改善提案内容書(個表)	25	第2	様式	3		注釈 3中の「自由な様式」の場合、A3用紙で、提案内容によっては複数枚で作成してよろしいでしょうか？	複数枚でご作成いただいても構いません。
247	改善提案の提出書類について	25	第2	様式	3		改善提案の添付資料に関しては“自由な様式”も認められております。ここでいう“自由な様式”を認めるということ、フォーマット(書式)もデータ形式も自由ということでしょうか。データ形式が自由であれば、提出するデータ形式は、Microsoft社製Wordではなく、アドビシステムズ社製PDF形式でもよろしいでしょうか。	改善提案の添付資料に関しては、データ形式も自由とします。したがって、提出するデータ形式は、提出するデータ形式は、Microsoft社製Wordではなく、アドビシステムズ社製PDF形式でも構いません。

入札説明書別添資料4 基本協定書（案）

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
248	商法に関する規定の削除について	2	第4条	2 5 6				S P Cは会社法に基づいて設立されますので、商法及び監査特例法に関する規定は削除すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の基本協定書（案）第4条第2項中の「S P Cの定款には商法（明治32年法律第48号）第204条第1項ただし書きに規定する株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨を定め、又は」の部分と、及び同条第5項中の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社若しくは同条第3項第2号に規定するみなし大会社、又は」の部分とを削除します。
249	都提示条件変更について	4	第7条	1	(2)			平成18年4月28日付公表の質問回答書No.56において、都提示条件の変更に伴う提案金額の訂正は想定していないとの回答がなされていますが、入札後の都による条件変更となりますので、落札者及びS P Cに増加費用が生じた場合には都に負担していただくことが合理的と考えます。提案金額自体の訂正は行わないとしても、落札者及びS P Cに生じた増加費用については都にてご負担いただけませんか。	原案のとおりとします。
250	営業キャッシュフローの赤字について	5	第10条					当該期間はもとより事業期間中に亘り、無論S P Cの経営責任を全うする覚悟でございますが、契約書の条文としてこのような記載は削除して頂くことをいまい度ご検討願えませんか。	原案のとおりとします。
251	営業キャッシュフローの赤字	12	別紙	4				計算式2のCにおける「当該時点までに累積した任意に処分可能な現預金」には、資本金・借入金が含まれていると考えてよろしいでしょうか？含まれていない場合には、S P C立ち上げ当初は必然的に営業キャッシュフローの赤字が発生すると思われれます。	計算式2のCにおける「当該時点までに累積した任意に処分可能な現預金」には、資本金・借入金は含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
252	契約保証金	1	第1章		第3条		本条には設計・建設期間の契約保証金の記載がありませんが、2頁前の「5 契約保証金」の項目には設計・建設期間の契約保証金の記載があります。設計・建設期間中における契約保証金に関しましては、基本協定書第7条4項に準ずるものと理解しておりますが、事業契約書における設計・建設期間中の契約保証金に関する取扱いに関しましてご教示ください。	設計・建設期間中の契約保証金に関する取扱いに関しては、事業契約締結前の事柄ですので、事業契約書では規定せず、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料4 基本協定書（案）第7条第4項によることとしました。
253	開発・整備	3	第2章		第10条	1	「部門システム・システムインテグレーション仕様書」に関して、仕様書必須の記載項目や内容がありましたら、ご教示下さい。	要求水準を満たす限り、事業者の判断に委ねます。
254	インフラストラクチャー	4	第2章		第10条	4	「甲が別途定める時期までに、都立病院情報システムを含む本件病院の用に供される情報システム全体の運用に必要なインフラストラクチャーを調達し、設置し、自主検査を行い、甲に対しその結果を報告した上、甲の確認を受ける。」とありますが、基幹システムを含むネットワーク設計は都側が行うとの認識でよろしいでしょうか。また、それにかかわる費用は都が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	（質問No.23参照）
255	インフラストラクチャー	4	第2章		第10条	4	上記に関連し、ネットワークの運営、保守管理、更新は都側が行うとの認識でよろしいでしょうか。	基幹システムのネットワークの運営、保守管理、更新は、都が行います。
256	インフラストラクチャー	4	第2章		第10条	4	（平成18年4月28日付質問回答書No.75 関連） 都立病院情報システムを移動させるためのLAN配線及びネットワーク機器の調達、整備、保守管理も都が行うとの理解でよろしいでしょうか？ 理解のとおり場合は、事業者が調達・整備する対象情報システムのLAN配線及びネットワーク機器は前段のネットワークとは分離して整備するとの理解でよろしいでしょうか？	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 ただし、施設整備においては、事業者が調達・整備する対象情報システムのほか、都立病院情報システムを移動させるための配管など必要な情報設備を整備していただくことになります。
257	システム連絡会について	4	第2章		第12条	2	「システム連絡会」の開催頻度は、どの程度を予定しておりますでしょうか。また、「システム連絡会」は、どのようなメンバーから構成されることとなりますでしょうか。	今後、検討します。
258	費用負担	5	第2章		第15条	(3)	診療報酬改定に伴う費用負担は甲の負担と考えますが、如何でしょうか？	原案のとおりとします。
259	I S O 認証の取得	6	第2章		第20条		（平成18年4月28日付質問回答書No.87 関連） 事業者単独での認証取得とのことですが、事業者が認証を受ける対象業務の範囲として、協力企業に委託した業務は含まないとするのも可能との理解（事業者の判断）でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
260	本件土地及び既存施設の使用について	7	第3章	第2節	第24条	1	本件土地及び既存施設の使用貸借契約の締結は予定されていないとの理解でよろしいでしょうか。予定されている場合には、契約書案をご提示ください。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
261	事前調査について	8 9	第3章	第3節	第28条 ～ 第31条			落札後、民間事業者が自ら行った事前調査や測量に不備等があった場合の責は乙にあると理解しております。 一方、基本的には要求水準書及びそれと共に公表されております竣工図等を基に民間事業者は提案を行います。例えば竣工図には記載されておりますが、実際には耐震壁が無かった場合、提案の前提が変わり、追加費用が発生することが考えられます。その際の責は甲にあるとの理解でよろしいでしょうか。	竣工図は、あくまでも参考資料として公表したものです。平成18年5月31日付の入札説明書第1に「入札説明書等のうち、上記2(6)の書類を除く全ての資料は、応募者が提案書類を作成する上で前提となる。」とあるように、参考資料集は、応募者が提案書類を作成する上で前提条件ではありません。 ご指摘のような場合であっても、事業者の負担となります。
262	参照条文の修正について	12	第3章	第6節	第38条	1	(1)	「建築基準法第56条の2ただし書き」と規定されている箇所は、「建築基準法第56条の2第1項ただし書き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第38条の記載を修正し、今後、その旨を明示します。また、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(1)(六)ウ(カ)aもあわせて修正します。
263	設計条件の変更について	13	第3章	第6節	第40条	1		甲からの設計条件変更要求について「乙は、これに従う」と規定されていますが、これは、乙に対して甲の要求に従って変更の可否を検討することを義務付けるものであり、甲の要求どおりに設計条件を変更することを義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。かかる理解でよろしければ、趣旨を明確化するため文言を修正いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。本規定は、甲の要求どおりに設計条件を変更することを義務付けるものです。
264	設計費及び工事費の調整について	13	第3章	第6節	第40条	3		「別紙5 1(2)アのうち設計業務及び工事業務に係る部分」と規定されている箇所は、「別紙5 1(2)アのうち設計業務及びその関連業務並びに工事業務に係る部分」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)の該当箇所を修正します。
265	設計費及び工事費の調整について	13	第3章	第6節	第40条	3 4		「設計費及び工事費を調整する」と規定されていますが、具体的な金額決定方法をお示し下さい。また、甲の要求による設計変更ですので、設計費及び工事費が増加する場合には甲が負担することが原則であることを確認させてください。	前段は、設計費及び工事費の調整に係る協議の中で決定されます。 後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第40条第3項に基づき、この点も含めて協議対象になると考えます。
266	実施設計完了後の設計変更について	14	第3章	第6節	第43条	1 2		甲からの設計変更要求について「乙は、これに従う」と規定されていますが、これは、乙に対して甲の要求に従って変更の可否を検討することを義務付けるものであり、甲の要求どおりに設計を変更することを義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。かかる理解でよろしければ、趣旨を明確化するため文言を修正いただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。本規定は、甲の要求どおりに設計を変更することを義務付けるものです。
267	設計費及び工事費の調整について	14	第3章	第6節	第43条	3		「設計費及び工事費を調整する」と規定されていますが、具体的な金額決定方法をお示し下さい。甲の要求による設計変更ですので、設計費及び工事費が増加する場合には甲が負担することが原則であることを確認させてください。	前段は、設計費及び工事費の調整に係る協議の中で決定されます。 後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第43条第3項に基づき、この点も含めて協議対象になると考えます。
268	不具合の補修工事にかかる費用	16	第3章	第8節	第49条	2 3		不具合の補修工事にかかる費用の決定方法をより明確にすることはできませんでしょうか。また、乙による補修工事は、甲が負担する費用を限度として行うことで足りることを確認させてください。	前段は、原案のとおりとします。不具合の内容を事前に類型化することは難しく、費用の決定方法を特定することは困難です。 後段は、ご理解のとおりです。
269	施工条件の変更について	16	第3章	第8節	第49条	4		甲からの施工条件変更要望について、「乙は、・・・これに対応しなければならない」と規定されていますが、これは、乙に対して甲の要望に従って変更の可否を検討することを義務付けるものであり、甲の要望どおりに施工条件を変更することを義務付けるものではないことを確認させて下さい。	原案のとおりとします。本規定は、甲の要望どおりに施工条件を変更することを義務付けるものです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
270	逸失利益の考え方について	17	第3章	第8節	第51条			<p>S P C に損害が生じた場合の損害賠償の範囲について、逸失利益（得べかりし利益）に対する賠償はなされない旨規定されています（第1項及び第3項）。これに対し、都に損害が生じた場合の損害賠償の範囲については、逸失利益に対する賠償はなされない旨の規定がございません。平等な条件設定として、第2項最終文を「乙は、当該遅延に伴い甲に生じた相当な損害（ただし、逸失利益は含まない。）を賠償するものとする。」と変更していただけないでしょうか？</p> <p>（別紙7の「1（1）アペイラビリティに基づく減額」では、都の逸失利益は事業者の賠償責任の対象から除外する、といった考え方をお認め頂いています。）</p>	<p>ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）第51条第2項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。</p>
271	医療機器等の使用開始日と、「維持管理・運営開始日」、「全面供用開始日」の関係について	19	第3章	第11節	第59条	2		<p>「医療機器使用開始日」、第64条の「備品等使用開始日」、そして特に定義されていませんが「対象情報システムの使用開始日」については、一律に「維持管理・運営開始日」、もしくは「全面供用開始日」のどちらかと同日（本事業の趣旨を鑑みますと、原則前者と同日になるのでしょうか）になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>改修工事と改修後の施設利用は段階的に行われますので、これらの日については、「維持管理・運営開始日」と必ずしも同日となるわけではありません。</p>
272	医療機器変更費用負担	19	第3章	第11節	第61条	2		<p>医療の高度化に対応するものであれば甲の負担とすべきと考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
273	医療機器の変更に伴う追加費用の支払い方法について	20	第3章	第11節	第61条	3		<p>第1項と同様、甲が追加費用を負担する場合には一括で支払う旨規定していただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
274	事業契約書と要求水準書の優先関係について	19 32 33	第3章 第4章	第11節 第4節	第61条 第100条 第104条			<p>事業契約書案には、医療機器、医薬品・診療材料等の調達品目、数量等の変更に伴う合理的な追加費用は甲の負担となっておりますが、一方、調達に係る要求水準書では、値引率の変更は認めないとなっております。矛盾していると思われます。事業契約書案のほうが官民双方にとって合理的ですが、そもそも事業契約書が要求水準書に優先するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）第61条の規定は、医療機器、その性能・数量の変更は認めていますが、値引率の変更までは認めていませんので、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書と矛盾しているとは考えられません。</p>
275	医療機器の所有権移転について	20	第3章	第11節	第62条	7		<p>「医療機器使用開始日」の定義をお願いいたします。</p>	<p>「医療機器使用開始日」とは、医療機器調達業務により調達される医療機器の各使用開始日をいいます。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）に、今後、定義を追加します。</p>
276	備品変更費用負担	21	第3章	第11節	第66条	2		<p>合理性ある変更であれば甲の負担とすべきと考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
277	備品等の変更に伴う追加費用の支払い方法について	21	第3章	第11節	第66条	3		<p>第1項と同様、甲が追加費用を負担する場合には、一括で支払う旨規定していただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
278	備品等の所有権移転について	22	第3章	第11節	第67条	7		<p>「備品等使用開始日」の定義をお願いいたします。</p>	<p>「備品等使用開始日」とは、備品等調達業務により調達される備品等の各使用開始日をいいます。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）に、今後、定義を追加します。</p>
279	備品等の瑕疵担保責任	22	第3章	第11節	第68条			<p>「使用開始日から」と記載されている箇所は、「備品等使用開始日から」と修正すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）第68条の記載を修正し、今後、その旨を明示します。</p>

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
280	システム全体のリハーサルについて	23	第3章	第12節	第70条	7		「システム全体のリハーサル」とありますが、ここでいう「システム」とは「対象情報システム」を意味し、「都立病院情報システム」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。かかる理解でよろしいければ、「対象情報システム全体のリハーサル」と修正するようお願いいたします。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第70条第7項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。また、質問No.55もあわせてご参照ください。
281	医療機器・備品の引渡しについて	26	第3章	第14節	第81条	1		第81条の1によると、医療機器・備品は当該改修工事の一部のように記載されていますが、必ずしも工事のタイミングと合致するわけではありません。従って、改修工事引渡しとは分け、単独で引渡しができるようにはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。備品等の設置も含めた意味での引渡日となります。
282	許認可等及び届出等について	28	第4章	第1節	第87条	1		甲の単独申請又は届出にかかる許認可等の取得又は届出等が遅延した場合には、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償すべきと考えます。かかる規定を追加いただけませんか。	原案のとおりとします。
283	医薬品・診療材料等の調達/納品開始日と、「維持管理・運営開始日」、「全面供用開始日」の関係について	31他	第4章	第4節	第97条	他		「医薬品・診療材料等の調達/納品開始日」については、一律に「維持管理・運営開始日」、もしくは「全面供用開始日」のどちらかと同日(本事業の趣旨を鑑みますと、原則前者と同日になるのでしょうか)になるという理解でよろしいでしょうか。	医薬品・診療材料等の調達/納品については、「維持管理・運営開始日」以降、随時開始されることを想定していますので、「維持管理・運営開始日」、「全面供用開始日」のいずれかに合わせることは想定しておりません。
284	医薬品変更費用負担	32	第4章	第4節	第100条	2		合理性ある変更であれば甲の負担とすべきと考えます。	原案のとおりとします。
285	追加費用の支払い方法について	32	第4章	第4節	第100条	3		第1項と同様、甲が追加費用を負担する場合には、一括で支払うことを規定してください。	原案のとおりとします。
286	医薬品の調達及び納品	32	第4章	第4節	第101条	5		「医薬品の所有権は、甲及び乙の合意に従い、その開封時において、甲に移転する」とありますが、医薬品については、薬事法上の解釈は、病院の敷地内に入った段階で所有権が納入卸業者から病院に移転されるものであると理解しておりますが、ここで言われている所有権の移転について、薬事法上問題は無いのでしょうか。	医薬品の所有権移転時期については、薬事法上特に制限は課せられておらず、当事者間の合意に基づき決定できると理解しております。したがって、開封時としても問題ないと考えます。
287	診断材料等変更費用負担	33	第4章	第4節	第105条	2		合理性ある変更であれば甲の負担とすべきと考えます。	原案のとおりとします。
288	追加費用の支払い方法について	33	第4章	第4節	第105条	3		第1項と同様、甲が追加費用を負担する場合には、一括で支払うことを規定してください。	原案のとおりとします。
289	参照条文の修正について	37	第6章		第118条	8		「次節の手続き」と規定されている箇所は、「次条の手続き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第118条第8項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
290	乙による業務方法の修正について	37	第6章		第119条	1		第119条第10項と同様に、「乙は、次3条の場合を除き、・・・」と規定すべきではないでしょうか。また、第120条第1項と同様に、「この場合、第149条の適用を妨げない。」と規定すべきではないでしょうか。	前段及び後段は、いずれもご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条第1項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
291	甲による業務方法の変更要求について	38	第6章		第119条	10		「次3節の場合を除き」と規定されている箇所は、「次3条の場合を除き」と修正すべきではないでしょうか。また、甲による業務方法の変更要求は、「業務要求水準を変更しない限りにおいて、」行われるべきですので、その旨追記をお願いいたします。	前段及び後段は、いずれもご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条第10項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
292	業務方法の変更による一部解約について	39	第6章	第119条	13		サービスの対価の変更に関する合意が成立しないときは一部解約を行うことが出来る旨規定されていますが、その前に、甲と乙の協議の機会を設けるべきではないでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条第12項の協議に含まれるものと考えます。
293	契約解除に伴う損害賠償について	39	第6章	第119条	16		乙の責に帰すことができない事由による契約解除ですので、第121条第13項と同様に、乙に発生する損害を賠償する旨を規定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
294	参照条文の修正について	39	第6章	第119条	16		「前節に定める手続き」と規定されている箇所は、「前条に定める手続き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条第16項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
295	参照条文の修正について	39	第6章	第120条	1		「第1節に定める手続き」と規定されている箇所は、「第118条に定める手続き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第120条第1項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
296	情報システムの変更について	39	第6章	第120条	2	(2)	「大規模な情報システムの変更」とありますが、ここでいう「システム」とは「対象情報システム」を意味し、「都立病院情報システム」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。かかる理解でよろしければ、「大規模な対象情報システムの変更」と修正するようお願いいたします。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第120条第2項第(2)号の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
297	業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解約について	41	第6章	第121条	1		「本事業の遂行に著しい悪影響を及ぼす」か否かについての判断基準をご提示ください。	具体的な判断基準は特段想定しており、ケース・バイ・ケースの判断になるものと考えています。
298	業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解約について	42	第6章	第121条	12		第11項の場合にも第149条を適用すべきと考えます。「第1項ないし第11項に定める手続きは、・・・」と修正をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第121条第12項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
299	業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解約に伴う損害賠償について	42	第6章	第121条	13		第8項の規定により解約された場合にも第13項に基づく損害賠償の対象とすべきと考えます。また、医療機器調達業務及び備品等調達業務以外の業務が解約された場合にも、従業員の雇用契約解約費用などの損害が乙に発生しますので、医療機器調達業務及び備品等調達業務以外の業務が解約された場合にも第13項に基づく損害賠償の対象とすべきと考えます。以上から、「第6項又は第7項の規定により、第3章第11節に規定する医療機器調達業務及び備品等調達業務の全部又は一部が解約された場合」と規定されている箇所を、「第6項ないし第8項の規定により、本契約の全部又は一部が解約された場合」と修正していただきますようお願いいたします。	前段は、ご指摘のとおりです。後段は、ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第121条第13項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。ただし、同項に基づく損害賠償の範囲は医療機器調達業務及び備品等調達業務に関するものに限定します。その他の損害については、同条第7項又は第8項のサービスの対価の支払いでカバーされると考えています。
300	業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解約に伴う損害賠償について	42	第6章	第121条	13		「別途合意する日まで当初定めた期間に従い・・・」と規定されている箇所がありますが、「別途合意する日まで」との表現と、「当初定めた期間に従い」との表現とは矛盾するのではないのでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)を修正し、本規定から「当初定めた期間に従い」を削除します。
301	業務要求水準又は業務範囲の重大な変更による解約に伴う損害賠償について	42	第6章	第121条	13		法令変更又は不可抗力による解約の場合についても、事業者提案を基に算出した適正な利益額及び支払利息を支払っていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第121条第7項又は第8項のサービスの対価の支払いでカバーされると考えています。
302	業務が不要となった場合の解約に伴う損害賠償について	43	第6章	第122条			第122条に基づき本契約の一部が解約された場合、従業員の雇用契約解約費用などの損害が乙に発生しますので、乙に発生する損害を賠償する旨を規定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第122条第2項又は第3項のサービスの対価の支払いによりカバーされると考えています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
303	損害賠償	49	第8章		第126条	3		損害賠償の請求額について、契約金額の範囲内等の一定の上限を設けていただきたい。	原案のとおりとします。民法の一般法理に従います。
304	サービスに対する対価の計算方法について	52	第9章	第2節	第133条	1		解除時までに行ったサービスに対する対価の計算方法をご提示ください。	解除時の作業の進行具合、成果物の程度等を基礎にして決定されますが、具体的基準は想定していません。
305	サービスに対する対価の計算方法について	52	第9章	第3節	第134条	1		解除時までに行ったサービスに対する対価の計算方法をご提示ください。	(質問No.304参照)
306	甲の債務不履行による早期終了に伴う出来形部分の買受について	52	第9章	第3節	第134条	1		甲の債務不履行により事業契約が解除された場合の規定ですので、甲が出来形部分を解除後に利用するか否かを問わず、乙が解除時までに行ったサービスに対する対価の支払いを行うべきではないでしょうか。また、甲に帰責性がある場合の規定ですので、支払い方法は一括払いに限定していただけないでしょうか。	前段は、原案のとおりとします。出来形部分を利用しない場合には、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第134条第2項の損害賠償の問題となります。後段は、原案のとおりとします。支払方法については、乙の選択によることとされていますので、本条項において一括払いに限定する必要はないと考えます。
307	法令変更・不可抗力による契約の早期終了について	52	第9章	第4節	第135条			「事業の継続が不能となった場合」に該当するか否か、及び「本契約の履行のために多大な費用を要する場合」に該当するか否かの判断基準をご提示ください。	具体的基準は想定しておらず、社会通念による考えます。
308	契約終了時の対象情報システムの無償譲渡について	53	第9章	第5節	第138条			対象情報システムのハードウェアを都に無償で譲渡することに異を唱えるところではございませんが、対象情報システムから新たに導入されるシステムへのデータ移行に必要な協力に関して発生する合理的な費用については、都にご負担頂けるとい認識でよろしいでしょうか?	無償譲渡時のデータ移行の業務も事業者の業務であり、その費用は事業者の負担となります。したがって、応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
309	契約終了後の人員及び組織の維持について	54	第9章	第5節	第140条			事業契約終了後2年間解散できないこととする理由をお示し下さい。事業契約終了後1年間解散できないことと十分なのではないでしょうか。	事業契約終了後に偶発的に事務処理が発生する可能性を念頭に置いており、2年程度の期間を想定しています。
310	法令変更における補償	55	第11章		第142条	1 2		条項にあるように法令変更により契約や業務水準に基づく運営ができなくなる場合の他に、法令変更で要求水準が高くなる等の理由により、事業者の費用負担が増加することが想定されます。このリスクは事業者がコントロールできないことから、都が補償を行う等の措置をお願いしたい。	ご質問のような場合には、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第119条ないし第122条により処理されると考えます。
311	参照条文の修正について	55	第11章		第142条	2		「第9章第2節ないし第5節のいずれかに規定する手続き」とありますが、第9章第2節及び第3節は当事者の債務不履行による契約解除の規定ですので、「第9章第4節及び第5節のいずれかに規定する手続き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第142条第2項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
312	法令変更における契約の全部解除に伴う補償等について	55	第11章		第144条			乙が解除時までに行った「サービスに対する対価」の計算方法、及び「契約解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額」として想定している費目をご提示ください。	解除時におけるサービスの提供状況等を基礎に決定されますが、具体的基準は想定していません。
313	法令変更による設計・工事期間中の契約の全部解除に伴う病院施設の出来形の買受けについて	55	第11章		第145条			乙が解除時までに行った「サービスに対する対価」の計算方法、及び「契約解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額」として想定している費目をご提示ください。	解除時の作業の進行具合、成果物の程度等を基礎にして決定されますが、具体的基準は想定していません。
314	出来形部分のサービス対価のお支払いについて	55	第11章		第145条			「甲が当該出来形部分を解除の後に利用する場合には」という記述がございますが、民間事業者にとっては過度なリスクであると考えられるため、当該記述を削除願えないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
315	法令変更による設計・工事期間中の契約の全部解除に伴う病院施設の出来形の買受けについて	55	第11章		第145条			乙の責に帰すところのできない事由により事業契約が解除された場合の規定ですので、甲が出来形部分を解除後に利用するか否かを問わず、乙が解除時までに行ったサービスに対する対価の支払いを行うこととしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
316	補償の範囲について	56	第11章		第146条			乙の責に帰すところのできない事由により事業契約が解除された場合の規定ですので、乙に発生した損害を補償していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
317	不可抗力の場合における通知について	56	第12章		第148条	2		「第9章第2節ないし第5節のいずれかに規定する手続き」とありますが、第9章第2節及び第3節は当事者の債務不履行による契約解除の規定ですので、「第9章第4節及び第5節のいずれかに規定する手続き」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第148条第2項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
318	医療機器や備品の転倒防止対策とリスク分担について	57 業務要求水準書 細則設計 (39)	第12章		第149条			「大地震時の揺れにより、事業者が調達する医療機器や備品等が転倒するなどして診療に支障を来す恐れのあるものや・・・床や壁に固定するなど転倒防止対策を行う」とありますが、一部の大型医療機器や備品には固定が困難なものも予想されます。 各々の機器や備品において都と事前に確認を経て、耐震対策を行ったにも関わらず、大地震により損害が発生した場合は、「不可抗力」として事業契約書(案)第149条が適用されると判断してよろしいですか？ 仮に、事業者側に制約条件(前提条件)が課される場合は、基準をお示しください。	要求水準を充足する形で耐震対策が行われている限り、事業者の債務不履行にはなりませんので、第149条が適用されることになると考えます。
319	不可抗力の場合における契約の全部解約について	57	第12章		第150条	1		「事業の継続が困難となった場合」に該当するか否か、及び「本契約の履行のために多大な費用を要する場合」に該当するか否かの判断基準をご提示ください。	具体的基準は想定しておらず、社会通念によると考えます。
320	補償の範囲について	57	第12章		第151条			乙の責に帰すところのできない事由により事業契約が解除された場合の規定ですので、乙に発生した損害を補償していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
321	経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会について	57	第13章		第153条			各会議・委員会のメンバー、構成員数及び決議方法は、落札後の協議事項との理解でよろしいでしょうか。	経営会議、事業評価委員会、院内各種委員会は、都が設置する会議であり、それぞれの委員会メンバー、構成員数及び決議方法は、都が決定します。
322	経営会議・事業評価委員会・院内各種委員会について	57	第13章		第153条	4		各会議・委員会への乙からの出席者を乙の「役職員」に限定する必要はないと考えます。第154条第4項と同様、本事業の関係者の出席を可能としていただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、本規定は、本事業の関係者の出席を妨げるものではありません。甲が認める者については、出席が可能です。
323	日常モニタリングについて	68	別紙	4	4	(1)		日報は毎日提出することが要求されるとの理解でよろしいでしょうか。	今後、検討します。
324	サービス対価の減額について	69	別紙	4	6			「予め事業契約で定められた手順及び計算方法」と規定されている箇所は、「予め別紙7で定められた手順及び計算方法」と修正すべきではないでしょうか。また、「予め事業契約に定められた減額幅」と規定されている箇所は、「予め別紙7に定められた減額幅」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正します。
325	モニタリングによる減額	69	別紙	4	6			モニタリングに基づく減額は、当該業務の対価のみ減額対象となると理解してよろしいでしょうか。	モニタリングに基づく減額は、特定の業務に係るサービスの対価から差し引くのではなく、事業者を支払われるサービスの対価の総額から差し引きます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
326	運営等モニタリング	70	別紙	4	9		本件病院施設等の改修前の既存施設を使用し運営業務を開始する業務が発生しても、モニタリングは維持管理・運営期間開始日が属する月（平成21年4月）からの開始となるとの理解でよろしいでしょうか？	本件病院施設等の改修前の既存施設を使用し運営業務を開始する業務が発生する場合は、運営等モニタリングの開始時期も業務開始時期に併せて変更します。
327	サービスの対価の考え方	72	別紙	5	2		甲が起債で調達される金額はどの程度になりますか？	(質問No.4参照)
328	施設整備費の支払い方法について	72	別紙	5	2		起債により調達する部分を除く施設整備費の支払いは、他のサービスの対価と同様、毎月支払われることとなりますでしょうか。	今後、お示しします。
329	医療機器・備品のサービス対価のお支払について	72	別紙	5	2		医療機器・備品は設置後、都度一括払いではなく、「病院施設等の全面使用開始時」=平成23年9月(全改修工程終了時)となるのでしょうか。	そのように考えております。
330	サービスの対価の考え方	72	別紙	5	2		「医療機器、備品等の調達・設置に要する費用は、甲が起債によって調達し、病院施設等の全面供用開始時に一括して支払う。」とありますが、これは「医療機器、備品等の使用開始日」は、「全面供用開始日」と同日になるという意味でしょうか。もしそれらが異なる場合、施設の改修に併せて前倒して医療機器を設置し、利用を始めたものについては、利用開始時期に応じて支払時期も前倒しにして頂けないでしょうか。	「医療機器、備品等の使用開始日」と「全面供用開始日」とは、同日ではありません。施設の改修に併せて医療機器、備品等を設置し、全面供用開始前であってもそれらの使用を開始します。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第62条第8項をご参照ください。費用の支払時期については、原案のとおりとします。
331	物価変動によるエネルギー提供費の変更	74	別紙	6	1		電力、ガス、上下水道の料金改定(燃料・原料費調整分を含む)に伴うエネルギー提供費の変更は、本項(物価変動によるサービス対価の変更)に含まれると解釈してよろしいでしょうか。また、エネルギー提供費の変更の時期は、料金改定の都度行われると考えてよろしいでしょうか。	前段は、物価変動によるサービスの対価の変更には、エネルギー提供費も含まれます。後段は、物価変動に伴うエネルギー提供費の変更は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6-1記載のサービスの改定に用いる指標に連動するものであり、電気、ガス、上下水道の料金改定のタイミングとは一致するものではありません。
332	物価変動によるエネルギー提供費の変更	74	別紙	6	1		エネルギー提供費について、入札における見積り時点とエネルギー供給開始時点では、燃料費の変動・料金改定等により異なってきます。したがって、「入札段階でいつの時点の指標を参照するか」及び「供給開始前のいつの時点で見直しを行うか」の具体的な内容を提示頂きたい。	今後、お示しします。
333	エネルギー提供費に係る見直しの特例	74	別紙	6	2		エネルギー提供費に係る見直しの特例について、「多摩広域基幹病院及び小児総合医療センター整備等事業」の場合と異なる点があればご教示頂きたい。	平成17年3月30日付で公表されました「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」における事業契約書(案)別紙[8]第2項をご参照ください。サービスの対価の変更の対象要因等が異なっております。
334	エネルギー提供費に係る見直しの特例	74	別紙	6	2		上下水道のランニングコストについては、単価・使用量ともに事業者によるコントロールができません。したがって、事業者のリスク負担は不合理と考えますので、事業者のリスク負担の範囲から除いて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
335	エネルギー提供費に係る見直しの特例	74	別紙	6	2		エネルギー提供費の見直し協議対象として「下記の3、6～7[8]」とありますが、4(実需要数)、5(患者数)の変動もエネルギー費に影響すると考えられます。従って、「下記の3、6～7[8]」に替えて「(3)維持管理・運営開始日から25か月経過後、一定期間(12か月等)毎に、その間の実績使用量が計画量から乖離した場合」を同項に追記いただきたい。	原案のとおりとします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
336	エネルギー提供費に係る見直しの特例	74	別紙	6	2	(1) (2)	(1)及び(2)に見直し協議の対象となる「著しい乖離」について、定量的な判断基準を設定して頂きたい。	ご質問のような基準の設定は想定しておりません。
337	エネルギー提供費	74	別紙	6	2	(1) (2)	エネルギー提供費に係る見直しの特例に記載の「著しく乖離」の想定程度をお教えください。	(質問No.336参照)
338	エネルギー提供費に係る見直しについて	74	別紙	6	2	(1) (2)	「著しく乖離した場合」に該当するか否かの判断基準をお示し下さい。	(質問No.336参照)
339	エネルギー提供費に係る見直しの特例	74	別紙	6	2	(2)	(2)の「当初想定外の医療機器の導入等」には、要求水準書に示された業務の実施時間の変更、外来・入院患者数の変動等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	甲の事由によるものであれば含まれます。
340	医薬品、診療材料等に係る値引率の変更について	74	別紙	6	3		事業契約書案では、5事業年度に一度、サービス対価の見直しのための協議が担保されています。一方、業務要求水準書では、医薬品、診療材料等の値引率について、入札時に民間事業者は事業期間中の値引率を提案するとあります。これは矛盾していると思われます。事業契約書案のほうが官民双方にとって合理的ですが、そもそも事業契約書が要求水準書に優先するという理解でよろしいでしょうか。また、「諸般の事情を勘案して」とありますが、具体的に「償還価格の改訂、新製品の導入、本件病院の診療科目の変更、患者・疾患動向の大幅な変化、診療材料の採用品目・構成、品目毎の数量の大幅な変更等を勘案して」というように条文を変更して頂けないでしょうか。	前段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6におけるサービスの対価の見直し手続きは、値引率自体の変更は含みませんので、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書とは矛盾しません。後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6第3項の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
341	実需要数によるサービスの対価(設定単価)の変更	74	別紙	6	4	(1) (2) (4)	検体検査業務、食事の提供業務及びリネンサプライ業務の各業務に対するサービスの対価は、実需要数に応じて変動する(=設定単価に実需要数を乗じた額がサービスの対価となる)と理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
342	患者数によるサービスの対価の変更	75	別紙	6	5		各業務における基礎計算指数の条件設定について、入札時には一旦都側の案が示されるという理解でよろしいでしょうか。	基礎計算指数については、今後、お示しする予定です。
343	医療保険制度の改正	75	別紙	6	6		医療保険制度の改正とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	現時点において、具体的なものは特段想定しておりません。
344	サービス対価の変更について	75	別紙	6	7		税制変更により租税が増額された場合に、協議の結果、増額相当分に見合うサービス対価が増額されない可能性があります。この可能性をなくす記述へと変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
345	サービス対価の変更について	76	別紙	6	8	(2)	他の規定(第4項(4)、第5項(2)等)と同様の規定としていただけませんか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6 8(2)の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
346	アベイラビリティに基づく減額(減額金額の算出根拠)	77	別紙	7	1	(1)	アベイラビリティに基づく減額について、その時間当たりの減額金額の根拠はどのようにお考えでしょうか。年間の運営費総額(約517億円)から逆算すると、一日あたりの運営費は8~10百万円程度となり、時間あたりの減額金額と比較すると、後者が高額であると考えます。再考をお願いします。	アベイラビリティに基づく減額の幅は、医療収益等を鑑み、算出しました。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
347	アベイラビリティに基づく減額の考え方について	77	別紙	7	1	(1)		本頁下段の表の減額金額は、全業務一律に適用されるということでしょうか。	アベイラビリティに基づく減額は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙7 1(1)に記載のとおり、「乙の自己の責に帰すべき事由により事業契約に定められた施設・設備の要求水準を維持することができず、その結果、医療従事者等が行う医療行為等、本件病院において甲が実施する行為に重大な影響を及ぼすなど病院の重要な機能を損なう事態が発生した場合、(中略)病院の重要な機能を損なう事態の程度に応じて減額の額を算定し、(中略)サービスの対価を減額する」ものです。
348	サービス対価の減額の考え方	77	別紙	7	1	(1)		アベイラビリティの減額は、あくまで事業者側に帰責性がある場合に限られると理解しておりますが、その立証は都側により行われるという理解でよろしいでしょうか。	アベイラビリティに基づく減額は、乙の責に帰すべき事由により事業契約において予め定められた施設・設備の要求水準を維持することができなかった場合になされるものであり、乙の債務不履行に基づく減額です。一般の債務不履行時の立証の負担に従い、乙の方で、要求水準を維持することができなかったのは、乙の責に帰すべからざる事由によることを立証する必要があります。
349	サービス対価の減額について	78	別紙	7	1	(1)	アイエ	「各部門システム」及び「当該部門システム」と規定されている箇所は、「対象情報システム」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)の該当部分を修正します。
350	モニタリングに基づく減額	79	別紙	7	1	(2)	ウ	業務改善勧告を受け、乙が業務改善の期限までに要求水準を満足する水準まで改善した場合は、支払留保された減額分が支払われると理解してよろしいでしょうか。	甲が定める日までに業務改善計画を作成して甲に提出し、甲の同意を得て実施した結果、業務改善の期限までに要求水準を満足する水準まで改善した場合は、支払い留保された減額相当分は支払われます。
351	モニタリングに基づく減額	79	別紙	7	1	(2)	カキ	カ、キの双方で「上記オの場合において」は「上記エの場合において」の誤記ではないでしょうか？(原文では、オの場合、とそれ以下の文章が矛盾すると思われる。)	ご指摘のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)の該当部分を修正します。
352	モニタリングに基づく減額(利便施設)	80	別紙	7	1	(2)	ケ	利便施設に起因するサービス対価の減額とは、統括マネジメント業務費、維持管理費及び運営費のどちらか若しくは両方を対象と想定されているのでしょうか。 行財政財産の使用許可取り消しとなった場合、当該利便施設運営業務の取り扱いは、事業契約書案第121条若しくは第122条が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	モニタリングに基づく減額は、特定の業務に係るサービスの対価から差し引くのではなく、事業者を支払われるサービスの対価の総額から差し引きます。 「病院経営本部行政財産使用許可取扱い要綱」を適用します。平成18年5月31日付の事業契約書(案)を修正し、今後、その旨を明示します。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
353	業務量実績		第2					各業務の業務量実績や委託職員配置数等について、公表いただけないでしょうか。	各業務の業務量実績については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料6参考資料集第4に現在の駒込病院の業務統計等を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。 委託職員配置数等については、現在の個別業務の委託業務仕様書においても職員の配置数は求めておりません。
354	業務統計	38	第4	8	(1)			臨床検査科の運営状況について、「全体件数」をご提示頂いておりますが、検査項目別の実施件数について資料のご提示をお願い致します。	(質問No.143参照)
355	リネンサプライの規格	53~54	第4	16	(1)	工		駒込病院で利用されている供給対象品の規格・仕様は開示される予定がございませんでしょうか。	(質問No.152参照)
356	病院情報システムの概要		第5					「電子カルテシステム全体構成図」に記載のあるものが、病院情報システムを構成するものということよろしいでしょうか。	現時点では、ご理解のとおりです。